

第2編 公害紛争処理制度と業務の動向

第1章 公害紛争処理制度の概要

第1節 総論

1 公害紛争処理機関

公害紛争の処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を置かない都道府県にあつては都道府県知事。以下、この章において「審査会等」という。）が設置されている。また、必要な場合には関係都道府県による都道府県連合公害審査会（以下「連合審査会」という。）を設けることができるものとしている。

(1) 公害等調整委員会

公害等調整委員会の概要については、第1編第2章に述べたとおりである。

(2) 都道府県公害審査会等

公害紛争処理法（以下、この章において「処理法」という。）は、条例で定めるところにより、都道府県に公害審査会を置くことができるものとし、その所掌事務、組織等について規定している。公害審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年又は1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないこととされている（処理法第13条～第19条）。

(3) 都道府県連合公害審査会

事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が2以上の都道府県の区域にある場合における公害に係る紛争（いわゆる県際事件）に関し、あつせん及び調停を行うために、都道府県は、他の都道府県と共同して、事件ごとに、連合審査会を置くことができる（処理法第20条、第21条、第27条）。連合審査会は県際事件に関するあつせん及び調停について管轄する（処理法第27条第4項）。

ただし、連合審査会が置かれなかったときは、公害等調整委員会が管轄する（処理法第27条第5項）。

2 管轄

公害等調整委員会と審査会等は、それぞれの管轄に応じ、独立の機関として職務を遂行している。なお、公害等調整委員会は、処理法を所管している立場から、制度全体が円滑に運営されるよう、公害紛争処理連絡協議会を開催するなど各都道府県と密接な連携を図っている。

(1) 公害等調整委員会の管轄

公害等調整委員会は、次の公害紛争事件を管轄する。

ア 次の紛争に関するあつせん、調停及び仲裁（処理法第24条第1項）

(ア) 重大事件

現に人の健康又は生活環境に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る紛争のうち政令（公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号。以下、この章において「処理法施行令」という。）第1条）で定める次の紛争。

- ① 人の健康に係る被害に関する紛争であつて、大気の汚染又は水質の汚濁による慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎若しくは肺気腫若しくはこれらの続発症又は水俣病若しくはイタイイタイ病に起因して、人が死亡し、又は日常生活に介護を要する程度の身体上の障害が人に生じた場合における公害に係るもの
- ② 大気の汚染又は水質の汚濁による動植物又はその生育環境に係る被害に関する紛争であつて、申請に係る当該被害の総額が5億円以上であるもの

これらのいわゆる重大事件は、事件の内容、性格から重大な社会的影響を生じるものであり、その社会性、公共性に照らして中央管轄とし、統一的に処理することとしたものである。

(イ) 広域処理事件

二以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る政令で定める次の紛争（処理法施行令第2条）。

- ① 航空機の航行に伴う騒音に係る紛争
- ② 新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線等（いわゆるスーパー特急及びミニ新幹線）における列車の走行に伴う騒音に係る紛争

いわゆる広域処理事件で、公害の発生源が広い範囲にわたって移動し、広域にわたって被害を生ずる場合のように、その解決に当たって被害地域を全体的に把握し、広域的見地から処理することが必要と考えられるものである。

(ウ) 県際事件

事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が二以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争

なお、この場合、申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してしなければならず、申請を受けた都道府県知事は、当該紛争を処理するための連合審査会を置くことについて関係都道府県知事と協議しなければならない。協議の結果、連合審査会が置かれたときは、連合審査会が県際事件について管轄する。協議がととのわなかったときは、公害等調整委員会が管轄するので、同委員会に当該事件の関係書類を送付することとなる（処理法第27条）。

イ 裁定

裁定については公害等調整委員会が専属的に行うこととなっている（処理法第42条の12、第42条の27）。

(2) 審査会等の管轄

審査会等は、公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあつせん、調停、仲裁につ

いて管轄することとなっている（処理法第 24 条第 2 項）。

(3) 管轄の特例

次に掲げる場合については、管轄の特例が定められている。

- ① 紛争の放置により、多数の被害者の生活の困窮等社会的に重大な影響があると認められる紛争について、公害等調整委員会又は審査会が、審査会等又は公害等調整委員会と協議して管轄を定めて、職権であっせんを行う場合（処理法第 27 条の 2 第 1 項及び第 3 項）
- ② 職権によるあっせんによっては当該紛争を解決することが困難な事件について職権により調停を行う場合であって、そのあっせんの管轄が公害等調整委員会と審査会の協議により定められた場合（処理法第 27 条の 3）
- ③ 相当と認める理由があるときに、審査会等若しくは連合審査会が公害等調整委員会に、又は、公害等調整委員会が審査会等に、調停に係る事件を引き継ぐ場合（処理法第 38 条）
- ④ 裁定委員会が、裁定に係る事件を職権で調停に付し、自ら事件を処理する場合（処理法第 42 条の 24）
- ⑤ 仲裁について、当事者双方の合意により、管轄を定めた場合（処理法第 24 条第 3 項）

3 手続費用及び申請手数料

(1) 手続費用

処理法は、公害紛争事件の申請者の多くが経済的弱者であり、国や地方公共団体は公害紛争の解決について責務を有することなどから社会政策的配慮がなされる必要があるという公害紛争の特殊性を勘案し、当事者の負担が過重とならないよう特に配慮して、その費用負担を軽減している。

そのうちの主なものは調査関係の費用である。公害紛争処理機関は職権で事実の調査、証拠調べ等を行うほか、参考人の呼出しも行うのが特色であり、公害紛争処理機関はその費用を負担することとなったのである。このような手続費用の当事者負担の例外を、公害等調整委員会の管轄に係る事件については政令により、審査会等及び連合審査会の管轄に係るものについては都道府県の条例により、それぞれ定めることとした（処理法第 44 条）。

処理法施行令第 17 条は、公害等調整委員会が処理する手続において当事者が負担しない手続費用として、

- ① 参考人又は鑑定人に支給する旅費又は鑑定料
- ② 調停委員会等が提出を求めた文書物件の提出費用、調停委員等の出張旅費
- ③ 呼出又は送達のための郵便料電信料

を定め、これらを国が負担することとした結果、当事者が負担する費用は、出頭に要する費用、代理人の選任費用等にとどまることとなった。

なお、各都道府県においてもこれに準じた規定を置いている。

(2) 申請手数料

公害等調整委員会に対して調停等の申請等を行う者は、政令で定めるところにより、審査会等に対して申請等を行う者は、条例で定めるところにより、それぞれ申請手数料を納付することとされている。あっせんについては、申請手数料は無料である（処理法第 45 条、地方自治法

(昭和22年法律第67号)第227条、第228条第1項)。

処理法施行令においては、公害等調整委員会に対する申請に係る申請手数料の金額及び納付方法(第18条、別表)、貧困者に対する減免・猶予の措置(第19条)が定められている。

申請手数料の金額についても、前記(1)の社会政策的配慮がなされる必要があるという公害紛争の特殊性を勘案し、また、処理法における調停の法的効力が民事調停と異なり、民法上の和解契約としての効力を有するにとどまり、これに基づき直ちに強制執行をすることができず、強制執行しようとする場合には改めて裁判所に訴えを起こす等の強制履行の手段をとる必要があることなどから、その金額は、ほぼ民事調停の場合の4分の1、民事訴訟の場合の8分の1程度に設定された。

なお、調停等を求める事項の価額を算定することができないときは、その価額は500万円とすることとされている(処理法施行令第18条第2項)。

第2節 公害紛争処理手続

処理法に基づくあっせん、調停、仲裁及び裁定の公害紛争処理の各手続の概要は、次のとおりである。

1 あっせん

あっせんとは、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進するため、その交渉、話し合いが円滑に進むように、間に入って仲介することをいう。

(1) 手続の開始

あっせんの手続は、公害等調整委員会又は審査会等に対する当事者の一方又は双方からの申請により開始される。この場合、審査会にする申請は、都道府県知事を経由してしなければならない(調停、仲裁も同じ。処理法第26条第1項)。また、県際事件に関するあっせんの申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してしなければならない(処理法第27条第1項)。

あっせんは、当事者の申請によって開始するのが原則であるが、紛争を放置した場合に社会的に重大な影響があると認められる事件については、一定の要件のもとに公害等調整委員会又は審査会等の職権によりあっせん手続を開始する制度が設けられている。また、この場合において、あっせんでは解決が困難である場合で、かつ、相当と認められるとき(例えば、鑑定、文書物件の提出命令、立入検査等の事実調査ができる調停によれば解決の可能性があるとき)には、職権により調停へ移行する途も開かれている(処理法第27条の2、第27条の3)。

(2) あっせん機関

あっせんは、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員(審査会を置かない都道府県にあつては公害審査委員候補者。以下「審査会の委員等」という。)のうちから事件ごとに指名される3人以内のあっせん委員によって行われる(処理法第28条)。あっせんを行う機関は、あっせん委員であつて、複数のあっせん委員が指名された場合であっても合議体を構成するものではない。

(3) 手続の内容

あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解

決されるように努めなければならない（処理法第 29 条）。

なお、あっせんは、当事者の自主性を尊重し、当事者間の交渉を側面から援助しつつ合意により紛争解決を図ろうとするものであるから、本格的な証拠調べや事実の調査は予定されていない。

(4) 手続の終了

あっせんの手続は、申請の取下げ、和解契約の成立又はあっせんの打ち切りによって終了する。あっせんは、当事者間に存する紛争を双方の合意により解決しようとするものであるから、当事者間に和解契約が成立すれば、その目的を達して手続は終了する。

(5) あっせんの効力

あっせんにより当事者間に合意が成立すれば、合意の内容に応じて、和解契約の成立、債務の承認等の効果を生ずる。

2 調停

調停とは、法定の第三者機関（調停委員会）が紛争について所定の手続に従って当事者間を仲介し、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続をいう。

あっせんに比べると、調停委員会が積極的に当事者間に介入し、紛争解決の実質的内容についてもイニシアティブをとってリードしていく点に差異があり、公権的解決の色彩が強い制度である。そのため、ある程度の強制権限の裏付けのある証拠資料の収集等が認められている。

(1) 手続の開始

調停の手続は、公害等調整委員会又は審査会等に対する当事者の一方又は双方からの申請により開始されるなどあっせんの手続における場合と同様である。

(2) 調停機関

調停は、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから事件ごとに指名される 3 人の調停委員からなる調停委員会が行う（処理法第 31 条第 1 項、第 2 項）。連合審査会による調停の場合は、連合審査会の委員の全員を調停委員とする調停委員会が行う（処理法第 31 条第 3 項）。

(3) 手続の内容

調停の手続は、調停委員会が、当事者双方の主張をきき、争点について事実の調査等を行うことによって事実関係を究明した上で、適正妥当と思われる調停案を前提に、当事者の互譲を求めて紛争の解決を図るものである。

(4) 手続の終了

調停の手続は、申請の取下げ、調停の成立、調停をしない場合又は調停の打ち切りによって終了する。また、調停には調停案の受諾勧告制度がある。

ア 調停の成立

調停は、調停委員会が当事者双方の主張をきき、事実調査を行った上で、調整、説得を行い、その結果、当事者間に合意が成立すれば、目的を達して終了する。

イ 調停をしない場合

調停委員会は、申請された紛争の内容が、その性質上調停になじまないと認められる場合、

又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申請をしたと認められる場合には、調停をしないものとするができる(処理法第 35 条)。調停委員会で調停をしないものと決定されれば、手続は終了する。

ウ 調停の打切り

調停は、本来当事者の互譲の上に立つて合意により紛争を解決しようとするものであるから、当事者間に合意の成立する見込みがない場合には、結局、調停は不調となり、調停委員会は調停を打ち切ることとなる(処理法第 36 条)。

(5) 調停案の受諾勧告、公表

調停委員会が調停案を作成し、30 日以上の期間を定めて、その受諾の勧告をした場合、当事者が指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなければ、当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされ、その期間内に当事者から受諾しない旨の申出があったときは、調停は打ち切られたものとみなされる(処理法第 34 条、第 36 条第 2 項)。また、調停委員会は、相当と認めるときは、手続非公開の原則の例外として、受諾勧告をした調停案を公表することができる(処理法第 34 条の 2)。これは、公害問題が単に当事者間の問題にとどまらず、すぐれて社会的、公共的問題であることを考慮したとき、調停委員会の調停案を公表して、社会一般にその内容を正確に知らせるとともに、その批判にさらし、併せて紛争当事者の適切な判断に資するのが望ましい場合があることを考慮したものである。

(6) 調停の効力

調停が成立した場合には、その合意は民法上の和解契約と同一の効力を有する。

(7) 調停で定められた義務の履行の勧告

調停で定められた義務の履行について更に実効あらしめるため、公害等調整委員会又は審査会等は、義務者に対し、調停で定められた義務の履行について勧告をすることができる(処理法第 43 条の 2)。この勧告制度については、仲裁又は責任裁定においても同様に採用されている。

(8) 手続の非公開

調停は、当事者の互譲により紛争を解決するものであり、そのためには、お互いが胸きんを開いて話し合う必要があり、調停委員会も冷静で和やかな雰囲気調整、説得に当たる必要がある。そこで、その手続を一般に公開することはかえって紛争の解決を困難にすることが懸念されるので、その円滑な進行と妥当な解決を図るため、手続は非公開とされている(処理法第 37 条)。

3 仲裁

仲裁とは、紛争の当事者双方が裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を第三者にゆだね、その判断に従うことを約束(仲裁契約)することによって紛争を解決することをいう。仲裁は、あらかじめ紛争当事者が裁判所に出訴する権利を放棄するという重要な内容を含んだ仲裁契約が前提となっており、仲裁判断も確定判決と同一の効力があるため、おのずとその手続も厳格なものが要求される。このため、処理法においても仲裁法(平成 15 年法律第 138 号)の規定を準用している。

(1) 手続の開始

仲裁の手続は、あっせん、調停と同様に当事者の一方又は双方からの申請によって開始されるが、当事者の一方からの申請の場合には、処理法の仲裁手続により紛争を解決する旨の合意（仲裁契約）に基づくことを要する（処理法第26条第2項）。なお、当事者は双方の合意によってその管轄を定めることができる（処理法第24条第3項）。

(2) 仲裁機関

仲裁は、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから当事者が合意に基づき選定した者につき事件ごとに指名される（当事者の合意による選定がなされなかったときは、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから事件ごとに公害等調整委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する）3人の仲裁委員からなる仲裁委員会を設けて行う。仲裁委員のうち少なくとも1人は弁護士となる資格を有する者でなければならないこととなっている（処理法第39条）。

(3) 手続の内容

仲裁は、仲裁委員会が当事者を審訊し、また、事実の調査等を行い、仲裁判断書を作成し、その写しを当事者に送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知することによって終了する。その手続の多くは、仲裁法の規定が準用されている（処理法第41条）。

(4) 手続の終了

仲裁の手続は、申請の取下げ又は仲裁判断により終了する（仲裁法第40条）。

仲裁委員会は、事件が仲裁判断をするに熟したと認められるときに仲裁判断を行う。仲裁判断を行う場合には、仲裁判断書を作成する。仲裁委員会は、仲裁判断書の写しを当事者に送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない（仲裁法第39条第5項）。

(5) 仲裁判断の効力

仲裁判断は、当事者間において確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、裁判所の執行決定がなければならない（仲裁法第45条第1項）。

(6) 手続の非公開

仲裁の手続についても、調停の場合と同様の理由により非公開とされている（処理法第42条）。

4 裁定（責任裁定、原因裁定）

(1) 裁定制度の概要

ア 裁定の種類

裁定には、責任裁定と原因裁定の2種類がある。責任裁定は、公害に係る被害についての損害賠償責任の有無及び賠償すべき損害額について判断するものであり、原因裁定は、被害と加害行為との間の因果関係の存否を判断するものである。

イ 裁定機関

裁定は、公害等調整委員会の委員長又は委員のうちから事件ごとに指名される3人又は5人の裁定委員により構成される裁定委員会によって行われる。裁定委員のうち少なくとも1人は弁護士となる資格を有するものでなければならないこととなっている（処理法第42条）。

の2第3項)。

(2) 責任裁定

ア 責任裁定の申請等

責任裁定の対象となる紛争は、公害に係る被害についての損害賠償に関する民事上の紛争である。

(申請)

責任裁定の申請をすることができる者は、損害賠償を請求する者、すなわち、被害者とされる側に限定されている(処理法第42条の12第1項)。

(裁量不受理)

申請の受理に当たり「裁量不受理」の制度がある(処理法第42条の12第2項)。公害といってもその内容は千差万別であり、広範囲にわたって著しい被害を生ずる典型的な事案から相隣関係に類する小規模なものまでがあり、また、裁定機関が公害等調整委員会に限定されていることから、公害等調整委員会が被害の態様及び規模、紛争の実情その他一切の事情を考慮した上、裁定をするのが適当でないとき、裁量により例外的に裁定の申請を受理しないことができることとしたものである。

イ 裁定手続

(審問)

裁定は、当事者間の権利義務の存否を判断する手続であるため、裁定手続において、裁定委員会は、民事訴訟の口頭弁論に準じ、期日を開いて審問を行い、当事者に意見の陳述をさせなければならない。また、当事者には審問への立会権が認められている。この審問は原則として公開して行われることとなっている(処理法第42条の14、第42条の15)。

(職権による証拠調べ等)

裁定においては、必要な事実関係を確定するに足りる資料を収集するため、申立て又は職権により行う証拠調べと、裁定委員会が相当と認める方式及び手続で行う事実の調査とがある。前者は、当事者又は参考人の陳述、鑑定人による鑑定、文書物件の提出命令及び立入検査等の方法により行われ、後者は、職権により、方式にこだわらず相当と認める方法により行われ、必要があるときは工場、事業場等の事件に関係のある場所への立入検査等も認められている。これらの調査等を援助させるため、専門委員を参加させることができることとなっており、また、裁定の申請の前における公害等調整委員会による証拠保全の途も開かれている(処理法第42条の16～第42条の18)。

(職権調停)

裁定委員会は、相当と認めるときは、職権で裁定事件を調停に付し、これを調停手続により処理することもできる。

職権による調停手続は、裁定委員会自ら行うのが原則であるが、当事者の同意を得て、管轄を有する審査会等に処理させることができる。職権による調停が成立したときは、裁定申請は取り下げられたものとみなされ、また、不調に終わったときは裁定手続が続行される(処理法第42条の24)。

(裁定手続と訴訟の関係)

同一事件について、裁定手続と訴訟とが同時に係属するときは、受訴裁判所は裁定があるまで訴訟手続を中止することができ、一方、訴訟手続が中止されないときは、裁定委員会において裁定手続を中止することができることとして両者の調整を図っている(処理法第42条の26)。

(代表当事者)

裁定手続における特色の一つとして、「代表当事者」の制度がある(処理法第42条の7～第42条の9)。

公害紛争については、一般に当事者が多数にのぼり、事案によっては、数百人あるいは千人を超えるような事例も珍しくない。このような場合に、裁定手続を円滑かつ能率的に進めて迅速な解決を図るために設けられた制度である。その内容をみると、まず、公害の被害に関する紛争について共同の利益を有する多数の者は、その中から全員のために裁定手続における当事者となる一人又は数人の代表当事者を選定することができることとし、併せて選定者がその選定を取り消し、又は変更することができること、裁定手続係属後に選定がなされたときは、他の選定者は、裁定手続から当然脱退することとしている。

(裁定書)

裁定は、主文、理由等を記載した裁定書をもって行うこととされ、裁定書の正本は当事者に送達される(処理法第42条の19)。

ウ 責任裁定の効力

責任裁定があった場合は、裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えが提起されないとき、又はその訴えが取り下げられたときは、その損害賠償に関し、当事者間に責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされる(処理法第42条の20)。

また、責任裁定において申請の全部又は一部が認容された場合には、裁判所は、当該債権につき、原則として無担保で仮差押え及び仮処分を命ずることとしている(処理法第42条の22)。

なお、責任裁定及びその手続に関してされた処分については、行政事件訴訟を提起することができないこととされている(処理法第42条の21)。

(3) 原因裁定

ア 原因裁定の申請等

原因裁定は、加害行為と被害との間の因果関係について、それが不法行為成立の要件として存在するか否かを判断するものである。

(申請)

原因裁定は、損害賠償に関する紛争に限らず、操業の停止又は短縮、防除施設の設置その他の差止め等に関する紛争が生じた場合にも申請することができる。また、被害を主張する者、加害者とされる者のどちらからも、申請することができる。なお、裁量不受理については、責任裁定と同様である(処理法第42条の27)。

(相手方の特定の留保)

原因裁定の申請に当たっては、「相手方の特定の留保」の制度がある(処理法第42条の28)。

これは、公害被害については、発生源を特定することが難しいケースも多いと思われることから設けられたものであり、被害者が、加害者とされる相手方の特定ができず、そのことについてやむを得ない理由があるときは、相手方を特定しないまま原因裁定の申請ができることとするものである。

(原因裁定囑託)

公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、公害等調整委員会に対し、その意見をきいた上、原因裁定をすることを囑託することができることとされている（処理法第42条の32）。

イ 裁定手続

原因裁定の手続の内容は、基本的には責任裁定のそれと同じである（処理法第42条の33）。

(裁定事項の特例)

原因裁定においては、不告不理の原則の例外が認められている（処理法第42条の30）。これは、裁定委員会が被害の原因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、申請者が裁定を求めた事項以外の事項についても裁定することができることとするものである。

また、この場合、裁定の結果について利害関係を有する第三者についても申立て又は職権によって、原因裁定の手続に参加させることができる。

ウ 原因裁定の効力

原因裁定は、不法行為責任の成立要件の一つとしての加害行為と被害の発生との間の因果関係の存否について判断する手続であり、当事者間の権利義務について判断するものではないため、責任裁定の場合における合意擬制というような法律上の効果はない。しかしながら、原因裁定は、厳正な手続により、専門的技術的水準の高い独立の行政委員会が行う判断であるため、実質上尊重されることが期待でき、当事者間の紛争解決に大きく貢献するとともに、一般環境行政にもその成果が反映されるなど、環境問題の根本的解決に大きな役割を果たすことが期待される。

エ 裁定後の措置

公害等調整委員会は、原因裁定があったときは、その内容を関係行政機関の長等へ通知する。また、公害の拡大の防止等に資するため関係行政機関等に対し必要な措置について意見を述べるができることとされている（処理法第42条の31）。これは、原因裁定をしたときは、公害の社会的、公共的性格に基づき、その成果を公害行政にも反映させることができるようにするためである。

第2章 公害紛争処理制度に係る動き

1 公害紛争処理制度確立に向けての検討

公害紛争の解決においては、公害紛争の特質から、被害者の劣位や紛争の社会性等に留意する必要があるが、昭和40年頃の制度を前提とする司法救済のみでは十分と言えない状況であった。そこで、被害者の裁判を受ける権利は確保しつつ、別途、選択的に、行政の分野でも公害紛争の特質に応じて解決を図る必要が強く指摘されるようになった。

公害紛争処理については、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）に「政府は、公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介、調停等の紛争処理制度を確立するため必要な措置を講じなければならない。」（公害対策基本法は、環境基本法（平成5年法律第91号）が平成5年11月に施行されたことに伴い廃止されたが、環境基本法においても同様の規定が置かれている。）と規定されたことなどを踏まえ、政府は、公害紛争処理制度確立に向け、立法化の準備に入ることとなった。

(1) 中央公害対策審議会での検討

公害対策基本法の趣旨を踏まえ、昭和42年10月に、厚生省は「公害に係る紛争の処理及び被害に関する法律案要綱」を作成したが、政府は、昭和43年2月の事務次官等会議において、この問題の審議を公害対策基本法に基づき新たに総理府に設置された中央公害対策審議会の検討に付し、ここで十分審議することとした。

同審議会では小委員会及び専門委員会を発足させ、昭和43年10月に「公害に係る紛争の処理及び被害の救済の制度」についての意見具申を内閣総理大臣に宛てて行った。

この意見具申では、公害に係る統一的な紛争処理制度の必要性を述べるとともに、その内容として、地方公共団体の苦情処理体制の整備、都道府県及び国における公害に関する紛争処理機関の創設、行政機関に対し必要な施策の調整等を要請できること等を盛り込むことを提唱していた。

(2) 公害紛争処理法案の立案

中央公害対策審議会と並行して、政府内においても、公害紛争処理制度について検討を重ねていたが、同審議会からの意見具申を得て、内閣総理大臣官房審議室を中心として法案化作業を進め、公害紛争処理法案を昭和44年の第61回通常国会に提出し、衆議院では修正の上可決されたが、会期末の混乱の影響を受けて、廃案となった。

また、同年の第62回臨時国会に、第61回国会における衆議院での修正点を盛り込んで法案を再提出したが、衆議院解散により再び廃案となった。

2 公害紛争処理法の制定

(1) 公害紛争処理法の制定

昭和45年の第63回特別国会に改めて法案が提出され、5月に参議院で可決成立した「公害紛争処理法」は、昭和45年6月1日に法律第108号として公布され、11月1日に施行された。

(2) 公害紛争処理法の制定の趣旨及び内容の概要

公害紛争処理法の目的及び概要は以下のとおりである。

① 目的

公害に係る紛争について、和解の仲介、調停及び仲裁の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的としている。

② 概要

ア 公害に係る紛争を処理するための専門的な機関として国に中央公害審査委員会（8条機関）、都道府県に公害審査会を設置（公害審査会を置かない都道府県は公害審査委員候補者名簿を作成）すること。人格が高潔で識見の高い者のうちから、これらの機関の委員長、委員又は審査委員候補者を任命、委嘱すること。

イ 紛争処理の手續として、中央公害審査委員会は調停及び仲裁を所管し、公害審査会等は和解の仲介、調停及び仲裁を所管すること。調停及び仲裁については、当事者の出頭要求、文書等の提出要求、立入検査等を行うことができること。

ウ 中央公害審査委員会に、事務局を置くほか、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができること。

エ 紛争処理機関は、関係行政機関の長等に対し、所掌事務の遂行を通じて得ることができた公害防止に関する施策の改善についての意見を述べるができること。

オ 地方公共団体に公害苦情相談員の制度を設けること。

3 公害紛争処理制度の運用及び法令改正

その後、主として次のような改正を経て、公害紛争処理制度は現在に至っている。

(1) 裁定制度の導入及び公害等調整委員会の設置（昭和47年改正）

公害紛争処理制度は、昭和45年11月に発足したが、その後、第1編第1章で述べたような経緯により、裁定制度を導入するための公害紛争処理法の改正と併せて、土地調整委員会と中央公害審査委員会とを統合し、公害等調整委員会（3条機関）を設置するための法案が第68回通常国会に提出され、昭和47年5月に「公害等調整委員会設置法」が成立、6月3日に公布され、裁定制度は9月30日から行われるようになった。

裁定制度の主な内容は、第2章第2節4裁定（責任裁定、原因裁定）で詳述している。なお、公害等調整委員会の概要は、第1編第2章で記述した。

(2) 職権あっせん制度の導入等（昭和49年改正）

職権あっせん制度の導入等これまでの運用の経験から必要と考えられた制度改正のため、第72回通常国会に公害紛争処理法の改正法案を提出し、昭和49年6月に成立、6月11日に公布され、11月1日に施行された。

この改正においては、和解の仲介の制度に代えてあっせん制度を設けること、従来、和解の仲介を扱っていなかった公害等調整委員会においても、あっせんを所管すること、職権あっせん制度の導入、さらに職権あっせん事件について職権調停に移行できる制度の導入のほか、調停手續の非公開原則の例外となる受諾勧告をした調停案の公表、義務履行の勧告の新設等も併せて行われた。

(3) 裁定・調停の現地期日要件緩和（平成21年）

公害等調整委員会に係属した事件の審問期日・調停期日は、原則として、東京に所在する公害等調整委員会の審問廷において行われる。これに対し、東京から離れた地域に在住する者等からは、期日の出頭に要する移動の負担の軽減等が求められていた。

このため、公害等調整委員会では、制度利用に係る利便性の向上を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めることとし、平成 21 年度に現地で期日を開催するための経費を新規に措置するとともに、平成 21 年 5 月には、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和 47 年公害等調整委員会規則第 3 号、以下、この章において「規則」という。）について、公害等調整委員会の審問廷以外での期日の開催要件について、「やむを得ない理由があるとき」から「相当と認めるとき」に緩和する改正を行った。

なお、これに関連して、一定の要件を満たす場合には、調停委員会に代わって受命委員が調停成立手続を実施できるよう運用を改めた。

(4) 公害紛争処理手続の電子化（平成 28 年）

平成 27 年 6 月の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等において、国の行政の業務改革を推進していく方針が打ち出され、平成 27 年度の重点的取組事項に、各府省から 24 の対象業務が掲げられ、その中に公害紛争処理業務も含まれた。

これらを受けて、規則を改正し、平成 28 年 1 月から、公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

(5) 公害審査委員候補者の委嘱期間の緩和（令和 2 年）

従来、公害審査会を置かない都道府県においては、公害紛争処理法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされていた。

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から上記の委嘱期間を 1 年より長い期間とするよう提案があり、これを可能とするための公害紛争処理法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 2 年法律第 41 号）が、第 201 回国会に提出され、成立、令和 2 年 6 月 10 日に公布され、公害紛争処理法の改正部分は同日に施行された。

本改正により、公害審査会を置かない都道府県において、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定を可能とするために、公害審査委員候補者の委嘱期間を 1 年を超え 3 年までの期間とすることができるようになった。

また、本改正の施行に伴い、関係する規定の整備として、公害紛争処理法施行規則（昭和 47 年総理府令第 47 号）の改正は、令和 2 年 6 月 10 日に公布され、施行された。

(6) 押印の見直し関係（令和 2 年改正）

「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、デジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しに、重点的に取り組むこととされた。

これを踏まえ、公害等調整委員会に係る手続については、規則を改正し（令和 3 年 1 月 14 日公布、施行）、申請書等への押印を不要とするなどの措置を講じた。

また、公害審査会等に係る手続については、公害紛争処理法施行令の改正を含む「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」（令和 3 年政令第 29 号）

が、令和3年2月15日に公布、公害紛争処理法施行令の改正部分は同日に施行され、公害等調整委員会と同様に、申請書等への押印を不要とするなどの措置を講じた。

第3章 公害紛争処理関係の事件の概要

1 近年の特徴

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。公害等調整委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、次のとおりである。

ア 都市型・生活環境型の公害紛争

近年は、近隣の住宅・店舗からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な事件が目立つ傾向にある。都道府県・市区町村による公害苦情処理との連携により、このような都市型・生活環境型の紛争についても、公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっていることが背景にあると考えられる。

とくに、近隣施設からのエアコン室外機・ヒートポンプ給湯器や深夜営業のスーパー・コンビニ等の生活に関連した音、保育所・学校の児童・生徒の声、公園・運動施設の利用者の声など、身近な生活環境における騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、騒音事件の割合が最も高くなっている。

イ 裁定事件の割合が高い

平成21年度以降、裁定事件の受付件数はおおむね20件前後で推移し、受付事件に占める裁定事件の割合が高くなっている。

ウ 原因裁定嘱託事件数の増加

近年、裁判所に対し、原因裁定嘱託制度の周知やその活用について、情報提供に取り組んでいる。平成16年に嘱託のあった富山県黒部川河口海域における出し平（だしいら）ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件が初の事例であり、その後、原因裁定嘱託は徐々に増加し、最近ではコンスタントに係属しており、令和4年3月までに13件となっている。

2 主要な事件

ここでは、平成14年度以降の20年間に係属した事件及びフォローアップを行った事件について、手続の種類ごとに主要な事件の概要を紹介する。

以下で紹介していない事件の概要については、「公害紛争処理制度10年の歩み」、「公害等調整委員会20年史」、「公害等調整委員会30年史」及び各年度に出されている「公害等調整委員会年次報告」を参照されたい。

なお、裁定事件については、公害等調整委員会ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>) から裁定書を参照することができる。

[あっせん事件]

I 尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件(平成14年(ア)第1号・平成15年(ア)第1号)

1 事件の背景

阪神間に位置する兵庫県尼崎市の南部地域には、国道2号及び43号、阪神高速3号神戸線及び5号湾岸線という4本の幹線道路が東西を貫いている。なかでも国道43号は、大型車の通行量が多く、また、高架上に阪神高速3号神戸線が通っていることもあり、自動車の排気ガスによる大気汚染によって周辺住民の健康に影響が生じているとして、幾つかの訴訟が提起された。

このうち、いわゆる尼崎大気汚染公害訴訟については、平成12年1月31日の第一審神戸地方裁判所の判決において、原告らによる国及び阪神高速道路公団に対する損害賠償請求及び差止請求(原告らの居住地において浮遊粒子状物質につき一定濃度を超える数値が測定される大気汚染を形成しないこと)が一部認容された。

当事者双方は、当該判決に不服があるとして控訴したが、その後、大阪高等裁判所で係争中に、将来に向かってより良い沿道環境の実現を目指して互いに努力することが最も妥当な解決であるとの結論に達し、平成12年12月8日に裁判上の和解が成立した。

和解後、国土交通省及び阪神高速道路公団により一定の施策が実施され、国土交通省及び阪神高速道路公団は、これにより和解条項は履行されたと主張したが、原告らは、大型車の交通の転換が図られていないことから和解条項の履行としては不十分であると主張した。

こうした状況の下、平成14年10月15日付けで、原告の一部が国(代表者国土交通大臣)を相手取って「和解条項を誠実に履行すること」を求めたあっせん申請を公害等調整委員会に対して行い、その後、平成15年5月13日付けで阪神高速道路公団を被申請人とするあっせん申請も併せて行った。

2 事件の概要

本件あっせん申請は、大阪高等裁判所で成立した和解条項の履行を求めるものであるが、和解条項の全体が問題とされたわけではない。和解条項には自動車排出ガス対策、いわゆる単体規制も盛り込まれているが、単体規制には時間がかかるため、あっせん申請では即効性が期待される大型車の交通量の低減に焦点が当てられた。

大型車の交通量の低減を図るための施策のうち、「交通規制の可否の検討」について、国土交通省は、和解の翌年に交通量調査を実施し、その結果を添えて兵庫県警に国道43号の交通規制の可否に係る検討を要請しており、履行済みと主張した。また、「環境ロードプライシングの試行実施」について、阪神高速道路公団は、平成13年11月から5号湾岸線の阪神西線部分の大型車の通行料金に関し、ETC車両が通行する場合又は現金利用車両が阪神西線・東線を通し通行券で通行する場合、通常1000円の料金を800円に割引する措置を実施しており、履行済みと主張した。

これに対し、申請人らは、国土交通省は交通規制の可否の検討のための調査を申請人らに相談せず一方的に実施し、警察への検討要請に際しても具体的な規制方法を示しておらず、また、阪神高速道路公団の実施している試行実施の内容も不十分であるとして、いずれも和解条項の履行とは認め難い

と主張した。

このように両当事者の主張は、和解条項の文言が一義的に明確ではない中で、和解後に実施された施策が和解条項の履行と評価できるか否かを巡って対立していた。

3 事件処理の経過・結果

あっせんは、公害紛争処理法に基づく手続の一つであり、紛争当事者間の交渉が円滑にいくよう仲介する行為の一切をいう。民法上の和解契約の成立の仲介に限らず、紛争解決のための場の設定のような事実行為的な色彩の強いものまで含む、大変幅広いものである。

あっせん申請を受けて、あっせん委員の指名が行われた。あっせんの処理は3名以内のあっせん委員が行うこととされ、軽微な事件ではあっせん委員1名による機動的・能率的な処理が行われる。本事件は、事案が複雑で社会的に重大な影響があることから、あっせん委員3名が指名され、合議による処理が行われることとなった。

あっせん手続を進めるに当たっては、当事者間の自主的な解決を援助するあっせん手続の趣旨に鑑み、履行の有無を判定するのではなく、大型車の交通量の低減を趣旨とする和解条項の枠内で今後何を実施するかを巡って調整を進めることとされた。その際、当事者間の主張に隔たりが大きいことから、あっせん委員が積極的に職権であっせん案を提示して、当事者の合意に向けて調整する方法が採られた。

平成14年11月30日、両当事者が出席した第1回のおっせん手続が開催され、引き続き同年12月13日には、当事者立会いの下におっせん委員による現地調査が実施された。現地調査は、国道43号及び国道2号沿いを約2kmにわたって歩き、大型車の通行状況や道路環境対策の実施状況等を調査し、調査終了後に現地で第2回のおっせん手続を開催した。

年明け後の第3回あっせん手続からは、毎回の手続終了後に当事者双方から個別に意見聴取を行うなど、あっせん委員による精力的な調整が進められた。申請人らは、当初は「交通規制の可否の検討」の適否を主な論点にしていたが、手続を進める過程において交通規制とセットで「環境ロードプライシング」に関する主張も行い、新たに阪神高速道路公団を相手としたあっせん申請を追加した。申請の内容が国と公団に対し和解条項の履行を求めるものであることから、平成15年5月28日の第7回あっせん手続の場で先行手続への併合が行われた。

その後、あっせん委員の間で、当事者双方の意見を十分に吟味、斟酌した上で、あっせん案を作成し、同年6月26日の第8回あっせん手続において提示したところ、当事者双方が受け入れ、当事者間に合意が成立したため、本事件は終結した。

事件終結に当たって、公害等調整委員会の加藤委員長名で談話（別記）が発表された。

4 あっせん事項

(1) 大型車の交通量低減のための総合的な調査の実施

国土交通省は、本件地域における大型車の交通量低減のための施策を総合的かつ効果的に進める観点から、事業主団体等の協力を得て、大型車の運行経路、運行経路選択要因等に加え、大型車の運行実態（頻度、時間帯等）、車両の年式、ディーゼル微粒子除去装置装着の有無、環境ロードプライシングの試行内容の充実や交通規制が実施された場合の運行経路選択に係る意向等に関する調

査を実施すること。

(2) 環境ロードプライシングの試行

国土交通省及び阪神高速道路公団は、同公団が実施している環境ロードプライシングの試行状況や前記(1)の調査結果を分析評価するとともに、新たな取組について交通量や環境への効果・影響を調査検証する社会実験の活用などにより主体的に検討を行い、本件地域における大型車交通量を低減する観点から、試行内容の一層の充実を図ること。

なお、環境ロードプライシング等により、阪神高速5号湾岸線への迂回誘導を推進する上では、阪神高速3号神戸線や周辺の幹線道路からのアクセス道路の整備等により、阪神高速5号湾岸線の利便性を一層高める施策を継続して検討していくことも重要である。

(3) 大型車の交通規制の可否の検討に係る警察庁への要請

国土交通省は、平成13年に実施した阪神間交通量調査等の調査結果に加え、大型車の運行経路の実態や運行経路選択に係る事業所側の意向等に係る前記(1)の調査結果を取りまとめ、本件地域における大型車の交通量を低減する観点から、大型車を対象とした限定的な交通規制を実施することの可否について、当該調査結果の提出と併せて、警察庁に対し追加的検討を要請すること。

(4) 連絡会の運営の円滑化

申請人ら、国土交通省及び阪神高速道路公団は、将来に向かってより良い沿道環境の実現を目指して互いに努力するとこの和解前文に規定する精神に則り、連絡会において建設的かつ有効な意見交換を行うことを通じて緊密な意思疎通が図られるよう、以下の点を踏まえ、連絡会の運営の円滑化を図ること。

ア 連絡会での意見交換は、合意を目的とするものではないが、和解条項の履行に関する事項については、事前に説明すること。

イ 和解条項の履行に関係する国の行政機関及び地方公共団体の協力が得られる場合は、連絡会において、これらの関係機関から口頭又は文書による説明を受けることができるものとする。

ウ 連絡会は、公開とすること。ただし、双方合意の下に非公開とすることができること。

エ 連絡会は、前記(1)、(2)及び(3)のあっせん事項に係る業務が完了するまでの間は、その進捗状況に応じて適宜開催すること。

(5) 関係機関等との連携の推進

国土交通省及び阪神高速道路公団は、大型車の交通量低減に向けて、国の関係行政機関、地方公共団体及び道路利用者や沿道住民等の関係者と連携した総合的な取組が推進されるよう、これら関係機関等に対して、様々な機会を通じて、本件地域における大型車の交通量低減の必要性についての理解と協力を求めること。

なお、これら関係機関等においても、大型車の交通量低減の必要性を理解し、関係機関等が連携した総合的な取組の推進が図られるよう、積極的に協力されることを強く希望する。

5 あっせん成立の法的効果

あっせんを通じて当事者間に合意が成立すれば、一般的には新たな私法上の契約が締結されたと評価されるが、本件場合は既に裁判上の和解により当事者間に私法上の契約が成立している上、本件あっせん申請はその変更を求めるものではないことから、新たな契約の締結ではなく、契約条項の具

体的な内容について解釈上の合意が成立したものと評価される。即ち、当事者双方が受け入れたあっせん事項は、そのようなものとして和解条項に溶け込み、今後は、和解条項の履行すべき対策として当事者双方によって取り組まれることになる。

6 行政型ADR機関による紛争処理の意義

平成14年10月の申請から8か月であっせんが成立し、当事者間の紛争を終結させることができた。意見の隔たりが大きかった問題について、比較的短期間で処理できたのは、行政型ADR機関として、紛争の簡易・迅速な解決を目指し、早い段階で現地調査を実施し現状の把握に努めるとともに、中立公正な立場で鋭意仲介に努めた結果であり、制度の趣旨が的確に発揮できたものといえよう。

別記 公害等調整委員会委員長の談話

本日、当委員会の示したあっせん案が当事者双方に受け入れられ、合意が成立しました。解決に至るまでの各位の真摯な取組に敬意を表します。

今回のあっせんを通じて、この地域における大気汚染の現状が明らかになるとともに、本件和解における大型車の交通量低減施策の内容が和解の趣旨に則って明確にされ、その具体化の手立てについて当事者双方に共通の認識が得られたことは、大きな成果であると考えます。

今後、この地域における良好な大気環境が回復されるよう、当事者双方と関係諸機関とが緊密な連携の下に、早急に建設的な取組をされることを心から希望する次第です。

平成15年6月26日

公害等調整委員会委員長 加藤和夫

[調停事件]

II 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件（昭和46年（調）第4号ほか）

1 事件の背景

(1) 水俣病の発見と原因究明の経過

昭和31年5月、新日本窒素肥料株式会社（40年1月1日、チッソ株式会社と改称）水俣工場附属病院から、原因不明の中枢神経系疾患の発生について水俣保健所に届出がなされた。

調査の結果、市内にかなり多数の患者がいるらしいことが明らかになり、水俣市に昭和31年5月、市、市立病院、市医師会、保健所及び新日本窒素水俣工場附属病院の5者から成る「水俣市奇病対策委員会」が設置され、患者の措置及び原因究明が行われることとなった。また、熊本県は、熊本大学医学部に原因究明の調査研究を依頼した。

熊本大学は、「水俣奇病医学研究班」を組織し、調査研究を続けた。昭和34年7月には同大学から「水俣病は現地水俣湾産の魚介類を摂取することによって惹起された神経系疾患で、魚介類を汚染している毒物としては水銀が極めて注目される。」旨の報告がなされた。

また、厚生省食品衛生調査会は、昭和34年11月「水俣病は水俣湾及びその周辺に生息する魚介

類を大量に摂取することによっておこる主として中枢神経系統に障害をおこす中毒性疾患であり、その主因をなすものはある種の有機水銀化合物である。」旨の結論を厚生大臣に答申した。

昭和35年ころからの熊本大学の調査で、水俣湾産魚介類にはメチル水銀化合物が含まれており、これを猫等に経口投与して水俣病が発生すること、水俣湾の水銀は新日本窒素水俣工場の排水口から排出されるものであること、同工場におけるアセトアルデヒド製造工程において無機水銀とアセトアルデヒドが反応しメチル水銀化合物が副生され、これが塩化メチル水銀となることなどが確認された。

(2) 患者の補償要求と見舞金契約

このような背景の下に、昭和32年8月、新日本窒素肥料株式会社との交渉、会員相互の助け合いを目的として、水俣病患者及びその家族からなる水俣奇病罹災者互助会（33年8月、水俣病患者家庭互助会と改称）が結成された。同会は、34年11月、水俣病の原因は工場排水にあるとして、患者78名の補償金総額2億3400万円（一人当たり300万円）の支払を同会社に対して要求した。

当初、会社側は患者側の要求に対して、水俣病が工場排水と関係あることが明らかにされていないので、その要求には応じられない旨の回答をしていた。しかし、患者たちや水俣市長が熊本県知事に対し、あっせん、調停を要請し、県知事も当時設置されていた不知火海漁業紛争調停委員会で漁業補償に加えて患者補償についてもあっせんすることとし、会社側に対し、患者補償の要求に応ずるよう説得した。その結果、会社側も見舞金を支払うことに同意し、数次の調整過程を経て、昭和34年12月30日、当時水俣病と認定を受けていた全患者79名と同会社との間に、いわゆる見舞金契約が結ばれた。

その概要は、死亡者に対しては、発病時から死亡時までの年数に応じた金額と、弔慰金及び葬祭料を支払い、生存者に対しては、発病時からの年数に応じた一時金及び年金などを支払うというものであった。

その後、新たに認定を受けた患者が発生すると、その都度、その者につき上記と同一内容の契約が締結され、昭和44年6月の第7次契約まで続いた。

(3) 新潟水俣病の発生と政府見解の発表

昭和39年11月から翌40年5月にかけて、新潟市内でも何人かの有機水銀中毒症の疑いがある患者が発見された。新潟大学では、これらを取りあえず原因不明の水銀中毒症として、40年5月末に新潟県衛生部に対し報告した。新潟県では直ちに種々の調査研究が実施され、同年9月には、国にも特別研究班が結成されて調査研究が進められた。

その結果、昭和42年4月、国の研究班において、「本件中毒症は、阿賀野川のメチル水銀化合物汚染を受けた川魚を多食して発生したメチル水銀中毒事件例で、第二の水俣病というべきもので、「その汚染源は、阿賀野川上流鹿瀬地区にある昭和電工鹿瀬工場」である旨の研究報告がなされた。

しかし、昭和電工株式会社は、この結論に対し、新潟水俣病は新潟地震の際流出した農薬が原因であると反論した。そこで患者の一部は、昭和42年6月、同会社を相手取って、新潟地方裁判所に損害賠償を求める民事訴訟を提起した。

以上のような情勢下、政府は、熊本における水俣病及び新潟における水俣病について、昭和43年9月に正式見解を明らかにし、熊本水俣病について、その原因は「新日本窒素水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物である。」とし、新潟水俣病については、「昭和

電工鹿瀬工場のアセトアルデヒド製造工程中に副生されたメチル水銀化合物を含んだ排水が大きく関与して中毒発生の基盤となっている。」とした。

(4) 熊本水俣病患者の補償要求と和解契約の成立

以上のような情勢から、不知火海沿岸の水俣病患者は改めて補償を要求することとし、水俣病患者家庭互助会とチッソ株式会社との間で、自主的な補償交渉が始まった。

しかし、話し合いは難航し、厚生省は昭和44年4月、患者側からの要請を受け、あつせんを行う第三者機関として「水俣病補償処理委員会」（千種達夫委員長）を発足させた。しかし、同委員会の発足に当たり、委員の人选は厚生省に一任し、委員会の結論に異議なく従うことを誓約する旨の誓約書の提出を、患者側と会社側の双方から求めることとしたため、患者側内部で意見が分かれた。

結局、患者側のうち64世帯が、誓約書の提出に同意して委員会のあつせんを求めることとし、これを拒否した29世帯112人は、昭和44年6月、熊本地方裁判所に、同会社を相手取って総額6億4,000万円に上る損害賠償請求訴訟を提起した。

委員会は、精力的にあつせん作業を進め、昭和45年5月、会社の法律上の責任についての意見は避けた内容の和解案を示し、患者側と会社側との間に和解契約が成立した。主な内容は、次のとおりである。

死亡者	一時金	170万円～400万円
生存者	一時金	80万円～200万円
	調整一時金	20万円
	年金	17万円～38万円

(5) 新潟水俣病判決

昭和42年6月に提起された新潟水俣病についての損害賠償請求訴訟については、46年9月に判決が言い渡された。同判決は、新潟水俣病の原因は昭和電工鹿瀬工場の廃液であると認定し、昭和電工株式会社の過失も認めて、同会社に対し、おおむね次のような慰謝料の支払を命じた。

死亡者	800万円又は1,000万円
生存者	100万円～1,000万円
近親者（配偶者、子父母それぞれ）	50万円～150万円

なお、その後、訴訟に参加しなかった患者と同会社との間で損害賠償について直接交渉が進められ、昭和48年6月、次のような内容の協定が成立した。

一時補償金	認定患者のうち死亡者、重症者につき1,500万円、 その他につき1,000万円
継続補償金	すべての認定患者につき年額50万円 (物価指数が変動したときは改訂)
医療費の支給	

(6) 行政不服審査法に基づく審査請求と環境庁の裁決

昭和 43 年 9 月の水俣病に関する政府の見解発表後、再び水俣病認定申請者が増加し始めたが、45 年 2 月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が施行され、水俣病の認定は、同法に基づき行われるようになった（なお、同法は、49 年 9 月以降「公害健康被害補償法」（63 年 3 月 1 日法律名変更により現在の「公害健康被害の補償等に関する法律」）に引き継がれた。）。

昭和 45 年 8 月、水俣病認定申請について熊本県知事及び鹿児島県知事から棄却処分を受けた者 9 人が、厚生省に、行政不服審査法に基づいて、原処分の取消及び認定処分を求める審査請求を行った。46 年 7 月に設置され、厚生省から事務を引き継いだ環境庁は、46 年 8 月、原処分を取り消し、両県知事に対し、再審査を命じる裁決を行うとともに、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法は、健康被害者の迅速な救済を講ずることを目的とするものであるから、有機水銀がその症状の原因と認められる場合はもちろんのこと、更に原因の一部となっていることを否定し得ない場合においても、患者として認定すべきであるとする事務次官通知を発した。

その後、再審査を命じられた熊本県及び鹿児島県では、昭和 46 年 10 月、8 人を認定し、1 人を保留した。

(7) 新認定患者の補償要求

上記 8 人を含む環境庁の前記通知により新しく認定された患者たちは、同月チッソ株式会社に対し、補償要求を行った。

これに対し、会社側では、補償には応ずるが、新認定患者の認定内容が分からず、補償の算定もできないので、中央公害審査委員会の場で、補償の公正を図るのが妥当とする新しい提案をした。

患者側では同委員会の判断に委ねることは、先に低額の補償で妥結した厚生省の補償処理委員会のあっせんこの舞いになるとして反対し、一人 3,000 万円の補償を要求して、両者の意見は平行線をたどった。

(8) 中央公害審査委員会に対する調停申請と水俣病判決

話し合いがこのように平行線をたどったため、チッソ株式会社側では、昭和 46 年 11 月 24 日、患者の同意を得ずに、患者 18 人について、中央公害審査委員会に対し、調停申請を行った。その後、更に 29 名の患者について、会社側から調停申請がなされた。一方、患者側からも、同年 12 月、同委員会での調停に同意した患者 30 人から調停申請がなされたので、同委員会は、調停委員会を設けて、調停手続を開始した。なお、47 年 7 月に公害等調整委員会が発足し、中央公害審査委員会の調停作業を引き継いだ。

調停委員会の調停手続が進められていた昭和 48 年 3 月に、44 年に熊本地方裁判所に提訴されていた損害賠償請求事件に対する判決が言い渡された。この判決は、水俣病の原因物質は、チッソ株式会社のアセトアルデヒド製造工場内で生成されたメチル水銀化合物であって、これが工場排水に含まれて水俣湾及びその周辺海域に流出し、魚介類を介して、地域住民が水俣病に罹患した旨認定して、工場の排水と水俣病との因果関係を認め、また同会社の過失についても、アセトアルデヒド廃水放流行為につき過失を推認し、これを覆すに足りる事情は認められないとして、おおむね次のような損害賠償額を認めた。

死亡者	1,800万円
生存者	1,600万円～1,800万円
近親者（配偶者、子父母それぞれ）	100万円～600万円

(9) 第1次調停成立と自主交渉派による協定成立

中央公害審査委員会から事件を引き継いだ公害等調整委員会では、水俣病の調停手続を進めていたが、熊本地方裁判所で判決が出された翌月の昭和48年4月、この判決の結果を踏まえ、また、新たな特別調整手当（年金）の支給等の項目も盛り込んだ調停案を提示した。これに対し当事者双方がこの調停案を受け入れたので、調停が成立した（第1次調停）。

一方、昭和46年秋以来、公害等調整委員会での調停手続を拒否し、チッソ株式会社と自主交渉を進めてきた新認定患者のうちの自主交渉派は、支援団体等の協力を得て強力に自主解決を図っていたが、前記48年3月の熊本地方裁判所の判決及び同年4月の公害等調整委員会における第1次調停成立の結果を踏まえて、会社側と合意を成立させ、同年7月9日に協定を締結した。

その内容は、熊本地方裁判所の判決及び公害等調整委員会における第1次調停とほぼ同じであったが、①慰謝料額の決定は、熊本県に第三者機関である「水俣病患者補償ランク付委員会」を設置し、この委員会の判断に従うこと、②特別調整手当の物価スライドは、第1次調停では2年ごとに行うとなっていたが、これを、物価の変動が著しい場合には、1年目でも改定することとしたこと、③介護費については、公害健康被害補償法が施行されるまでの間、月1万円を加算すること、④会社側は3億円を拠出し、全患者を対象として、患者の医療生活保障のための基金を設立することを新たに加えたものであった。

さらに、自主交渉派以外の他の患者各会派も、同年7月9日以降、順次、同様の内容の協定を同会社と締結した。その結果、水俣病の患者補償は、以降、これらの協定の内容に沿って行われることとなった。なお、これらの協定においては、前記①の慰謝料額の決定について、公害等調整委員会の調停によることとしたものと水俣病患者補償ランク付委員会によることとしたものとに分かれた。

(10) 水俣病総合対策

水俣病の未認定者の取扱いを含めた水俣病問題の解決については、平成7年に関係当事者間での合意が成立し、救済を求める一定の要件を満たす者に対して、訴訟の取下げ等を条件に、企業から一時金260万円が支払われることになった。

(11) 水俣病被害者救済特措法等

平成16年の関西訴訟最高裁判所判決の後、平成21年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号）が成立し、公布・施行された。その後、平成22年4月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」が閣議決定された。この方針に基づき、一定の要件を満たす方に対して関係事業者から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業による水俣病被害者手帳の交付、医療費の自己負担分や療養手当等の支給等が行われている（環境省 令和2年度環境白書参照）。

2 事件の概要

最初の水俣病調停の申請は、前述のとおり、新認定患者とチッソ株式会社との補償交渉が暗礁に乗り上げていた昭和46年11月24日、チッソ株式会社の側から、患者との補償問題を早期かつ円満に解決するため、18人の新認定患者である不知火海沿岸の漁民等を相手方（被申請人）として、当時の中央公害審査委員会に対しなされた。その翌月にも、更に29人の新認定患者について会社側から調停申請がなされた。しかし、これらの申請はいずれも患者の同意なしになされたものであった。

一方、これらの患者のうち、中央公害審査委員会の調停に同意した30人の患者が昭和46年12月24日、同会社を相手方（被申請人）として、同委員会に調停申請を行った。その調停申請の内容は、申請人らが同会社水俣工場の排水に起因した水俣病にかかり、これによって精神的、財産的な損害を被ったので、同会社からの妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというものであった。なお、会社側は、同委員会での調停に同意しなかった患者については、47年2月、申請を取り下げ、以後これらの者に対する補償問題は同会社との自主交渉の場にゆだねられた。

昭和47年以降、熊本、鹿児島両県によって新たに患者が認定されると、これらの者のうち、相当数の水俣病患者が、中央公害審査委員会及びこれを引き継いだ公害等調整委員会に、補償金の支払い等に関する調停を求めて調停申請を行ってきている（なお、54年度からは、「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」により国（環境庁）においても水俣病認定業務が行われることとなった。）。

3 事件処理の経過及び結果

最初の水俣病の調停は、チッソ株式会社の調停申請に同意して、昭和46年12月24日に自らの側からも調停申請をした30人に、翌47年2月に申請をした患者1人を加えた31人について、第1次調停グループとして調停手続がなされることとなった。

中央公害審査委員会（昭和47年7月以降は公害等調整委員会）に設けられた調停委員会は、47年2月から同年末までの間に、現地水俣における患者の実態調査、患者、家族及び会社側からの事情聴取等を実施し、調停手続を進めた。その後、48年3月に至り、熊本地方裁判所に提訴されていた損害賠償請求事件に対する判決が出され、前述のような損害賠償額が認められた。

調停委員会は、この判決の内容をも参考にし、現地で患者の生活状況等につき最終の調査をし、調整を行った上で、同年4月27日に調停期日を開き、調停案を提示したところ、当事者双方が調停案を受諾し、これにより第1次調停が成立した。その内容は、慰謝料については前記熊本地方裁判所における判決と同様の金額としたほか、別に特別調整手当（年金）を支給することとしているのが特色となっている。

第1次調停の成立後、調停委員会は、調停を申請した認定患者につき、原則として、申請の早い者の順に順次調停グループを編成し、書面の調査等で調停の準備を進めるとともに、その都度現地において最終的な面接による事情聴取を行った上で調停案を作成し、調停期日を開催してこれを双方に提示し、調停の成立を図ってきた。

この結果、調停委員会は令和4年3月末までに55次にわたる調停を行い、合計1,466人について調停が成立した。なお、平成6年までは毎年調停が行われていたが、水俣病患者の認定数の減少に伴い、7年以降は調停申請がほとんどなくなり、12年、13年、20年に1件ずつ、22年に2件、28年に3件の調停が行われたのにとどまる。

調停内容は、第2次以降の調停においては、先に締結された患者各会派と同会社との間の協定の内容を勘案して若干の変更が加えられたものとなっている。現在の水俣病調停における調停概要は、次頁表のとおりとなっている（併せて「Bランク調停調書例」参照）。

表 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

年度	区分		受付		終結		未済	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和	46	4 件 31 人	0 件	0 人	4 件	31 人		
	47	11 147	0	0 (3)	15	175		
	48	25 193	10 (1)	106 (1)	29	261		
	49	8 28	21	172	16	117		
	50	42 259	24	253 (1)	34	122		
	51	54 117	40	131 (1)	48	107		
	52	62 206	32 (1)	86 (1)	77	226		
	53	41 112	71 (8)	161 (81)	39	96		
	54	48 72	34	86 (1)	53	81		
	55	34 43	49	71	38	53		
	56	43 49	33	48	48	54		
	57	48 62	40	45	56	71		
	58	42 54	45 (1)	55 (1)	52	69		
	59	31 41	40	53	43	57		
	60	31 39	38	49	36	47		
	61	31 38	44	57	23	28		
	62	21 21	28	33	16	16		
	63	14 14	18	18	12	12		
平成	元	5 5	12	12	5	5		
	2	13 13	9	9	9	9		
	3	2 2	10	10	1	1		
	4	1 1	1	1	1	1		
	5	1 1	1	1	1	1		
	6	0 0	1	1	0	0		
	7	0 0	0	0	0	0		
	8	0 0	0	0	0	0		
	9	0 0	0	0	0	0		
	10	0 0	0	0	0	0		
	11	0 0	0	0	0	0		
	12	2 2	1	1	1	1		
	13	0 0	1	1	0	0		
	14	0 0	0	0	0	0		
	15	0 0	0	0	0	0		
	16	0 0	0	0	0	0		
	17	0 0	0	0	0	0		
	18	0 0	0	0	0	0		
	19	1 1	1	1	0	0		
	20	0 0	0	0	0	0		
	21	0 0	0	0	0	0		
	22	2 2	2	2	0	0		
	23	0 0	0	0	0	0		
	24	0 0	0	0	0	0		
	25	0 0	0	0	0	0		
	26	1 1	0	0	1	1		
	27	1 1	0	0	2	2		
	28	1 1	3	3	0	0		
	29	0 0	0	0	0	0		
	30	0 0	0	0	0	0		
令和	元	0 0	0	0	0	0		
	2	0 0	0	0	0	0		
	3	0 0	0	0	0	0		
	計	620 1,556	609 (11)	1,466 (90)				

(注) () 内は取下げ等の外数である。

表 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考	
1 慰謝料		1,800万円	1,700万円	1,600万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金	
2 治療費		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給	
3 介護手当		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上	
4 特別調整手当					(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給	
	昭和	48.4.27～ 49.5.31	6万 円/月	3万 円/月	2万 円/月	
		49.6.1～ 50.5.31	7万 円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
		50.6.1～ 51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万 円/月	
		51.6.1～ 52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
		52.6.1～ 53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
		53.6.1～ 54.5.31	11万 円/月	5万6,000円/月	4万 円/月	
		54.6.1～ 56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
		56.6.1～ 58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
		58.6.1～ 60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
		60.6.1～ 62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
		62.6.1～ 平成元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
		元.6.1～ 3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
		3.6.1～ 5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万 円/月	
		5.6.1～ 7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
		7.6.1～ 9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
		9.6.1～ 11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
		11.6.1～ 13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		13.6.1～ 15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		15.6.1～ 17.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		17.6.1～ 19.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		19.6.1～ 21.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		21.6.1～ 23.5.31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
		23.6.1～ 25.5.31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		25.6.1～ 27.5.31	17万 円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		27.6.1～ 29.5.31	17万7,000円/月	9万5,000円/月	7万1,000円/月	
		29.6.1～ 令和元.5.31	17万9,000円/月	9万6,000円/月	7万2,000円/月	
		元.6.1～ 3.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	
		3.6.1～ 5.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	

(注) 上記表中「(旧) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧) 特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備考	
5 葬祭料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給	
	昭和	49. 5. 31まで		20万 円		
		49. 6. 1 ~	50. 5. 31			23万3,000円
		50. 6. 1 ~	51. 5. 31			28万3,000円
		51. 6. 1 ~	52. 5. 31			31万3,000円
		52. 6. 1 ~	53. 5. 31			33万9,000円
		53. 6. 1 ~	54. 5. 31			36万4,000円
		54. 6. 1 ~	56. 5. 31			37万5,000円
		56. 6. 1 ~	58. 5. 31			42万2,000円
		58. 6. 1 ~	60. 5. 31			44万1,000円
		60. 6. 1 ~	62. 5. 31			46万3,000円
		62. 6. 1 ~	平成 元. 5. 31			47万1,000円
	平成	元. 6. 1 ~	3. 5. 31			47万4,000円
		3. 6. 1 ~	5. 5. 31			50万8,000円
		5. 6. 1 ~	7. 5. 31			53万3,000円
		7. 6. 1 ~	9. 5. 31			54万3,000円
		9. 6. 1 ~	11. 5. 31			54万5,000円
		11. 6. 1 ~	13. 5. 31			55万7,000円
		13. 6. 1 ~	15. 5. 31			55万4,000円
		15. 6. 1 ~	17. 5. 31			54万6,000円
	17. 6. 1 ~	19. 5. 31		54万4,000円		
	19. 6. 1 ~	21. 5. 31		54万2,000円		
	21. 6. 1 ~	23. 5. 31		54万9,000円		
	23. 6. 1 ~	25. 5. 31		54万3,000円		
	25. 6. 1 ~	27. 5. 31		53万8,000円		
	27. 6. 1 ~	29. 5. 31		55万8,000円		
	29. 6. 1 ~	令和 元. 5. 31		56万4,000円		
	令和 元. 6. 1 ~	3. 5. 31		56万8,000円		
	3. 6. 1 ~	5. 5. 31		56万8,000円		
6 症状の見直し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。				
7 近親者慰謝料		配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。				
		上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。				
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料		相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。				
9 患者・家族の福祉対策		チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。				
10 公害防止対策		チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。				
11 調停手続費用		チッソ株式会社の負担				

Bランク調停調書の例

〇〇年(調)第〇号

調 停 調 書

(申請人の住所)

申請人 (氏名)

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チツ株式会社

上記代表者代表取締役 (氏名)

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、〇〇年〇月〇日〇時〇分水保市〇〇会議室において

調停委員長 (氏名)

調停委員 (氏名)

調停委員 (氏名)

列席し第1回調停期日を開いた。

申請人 (氏名)

被申請人代理人 (氏名)各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水保工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、〇〇年〇月〇日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名した。

申請人 (氏名)

被申請人代理人 (氏名)

〇〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 (氏名)印

調停委員 (氏名)印

調停委員 (氏名)印

公害等調整委員会事務局

審査官 (氏名)印

調 停 条 項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。

(1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する〇〇年〇月〇日(以下「認定申請日」という。)以降〇〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については〇〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の元金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の元金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、〇〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。

- (2) 治療費
認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額
- (3) 介護費
認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額
- (4) 特別調整手当
〇〇年〇月〇日以降1月につき金9万7,000円の割合による額（令和4年3月現在）
その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、〇〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。
- (5) 葬祭料
患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金56万8,000円（令和4年3月現在）
その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。
- 2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、〇〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。
上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。
- 3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。
- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。
-

4 慰謝料額等変更申請

前頁調停調書例中の調停条項第3項のとおり、調停中には、将来、申請人の症状に慰謝料等の金額の増額を相当とするような変化が生じたときには、公害等調整委員会の調停委員会に対し当該金額の変更を申請することができることが盛り込まれている。

この条項に基づいて、昭和49年以降令和4年3月末までに、調停委員会に対し571件の慰謝料額等の変更申請がなされた。

これらの申請に対し調停委員会では、調停申請の場合とほぼ同様に現地での調査等を実施した上で処理に当たっており、令和4年3月末までの処理件数は570件となっている（次頁表）。

表 水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の慰謝料額等変更申請の処理件数

区分		受付	終結	未済
年度				
昭和	49	13件	0件	13件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
平成	62	22	34	17
	63	18	22	13
	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
	15	1	1	0
	16	4	0	4
	17	4	6	2
	18	9	8	3
19	5	5	3	
20	2	3	2	
21	4	3	3	
22	3	3	3	
23	4	5	2	
24	2	2	2	
25	1	2	1	
26	2	1	2	
27	1	3	0	
28	4	2	2	
29	1	2	1	
30	0	1	0	
令和	元	4	4	0
	2	2	2	0
	3	1	0	1
計		571	570	

Ⅲ 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件（平成5年（調）第4号事件外2件）

1 事件の概要

本事件は、平成5年11月11日に瀬戸内海の小島である豊島（香川県）の住民438名が、香川県、同県職員2名、豊島総合観光開発株式会社（以下「豊島開発」という。）、その実質的経営者M、その父親及び廃棄物排出事業者21業者を相手方（被申請人）として香川県知事に対し調停の申請をした事案であり、同月15日、豊島の住民111人から参加の申立てがなされている。

豊島開発は昭和53年に香川県知事から産業廃棄物処理業の許可を受けていたが、昭和50年代後半から許可の範囲外のシュレッダーダストや廃油、汚泥等の産業廃棄物を大量に収集した上、Mらが所有する豊島北西部の約28.5ヘクタールの土地（以下「本件処分地」という。）に搬入し、野焼きや不法投棄を続けた。平成2年11月、兵庫県警察が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反の疑いで豊島開発の捜索を実施し、香川県知事も同年12月、豊島開発に対する産業廃棄物処理業の許可を取り消し、産業廃棄物の撤去等を命ずる措置命令を発したが、豊島開発は事実上事業を廃止し、膨大な量の産業廃棄物が本件処分地に残される結果となったことがこの調停申請の背景である。

調停申請は、被申請人らに、①共同して本件処分地上に存在する一切の産業廃棄物を撤去すること、②連帯して申請人ら各自に対し金50万円を支払うことを求めたものであり、申請の理由として、次の点等が挙げられている。

- ・香川県知事は、豊島開発が豊島に持ち込んでいたシュレッダーダスト等が産業廃棄物に該当するかどうかの判断を誤り、豊島開発に対する廃棄物処理法に定める指導監督義務を怠った。また、実際に豊島開発の指導に当たった香川県職員2名は、当該シュレッダーダストが産業廃棄物でないと述べるなどし、豊島開発の違反行為を容易にした。
- ・廃棄物排出事業者21業者は、豊島開発が、それぞれの事業者が排出する産業廃棄物の処理を行う許可を得ていないことを知りながら、豊島開発に、直接又は第三者を介して産業廃棄物の処理を委託した。
- ・そのため、本件処分地に有害物質を含む膨大な量の産業廃棄物が放置されており、申請人らに、水質汚濁による被害が生ずるおそれが生じている上、申請人らは、豊島が「廃棄物の島」としてのイメージを固定され、多大な有形・無形の不利益を被り続けている。したがって、直ちに本件産業廃棄物を撤去する必要がある。

また、平成8年10月23日、申請人らのうちの5名が国（代表者厚生大臣）を相手方（被申請人）として、本件処分地に存在する一切の産業廃棄物及び汚染土壌の撤去を求める調停申請があった（平成8年（調）第3号事件）。

2 事件処理の経過

本調停事件は、被申請人となった廃棄物排出事業者の所在地が福井県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、香川県にあり、県際事件に当たることから、香川県知事はこれら関係府県の知事と連合審査会の設置について協議したが、協議が整わなかったため、平成5年12月20日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、直ちに調停委員会を設けた。

(1) 香川県との間の調停手続きの経過

① 実態調査

調停委員会は、平成6年3月23日の第1回調停期日以降、事情聴取を重ねた。その結果、申請人ら及び参加人ら（以下「申請人ら」という。）と香川県の間には、本件処分地の産業廃棄物の実態認識に食い違いがあることが明らかになったため、調停委員会は、専門委員により本件処分地の産業廃棄物等の実態調査を行い、その結果を踏まえて、科学的・技術的知見に基づき、産業廃棄物等の撤去及び環境保全に必要な措置並びにこれらに必要な費用の検討を行うこととし、公害等調整委員会において、専門委員として、廃棄物又は地下水汚染を専門とする学者・研究者3名を選任した。

この実態調査は、地質調査等を専門とする会社に委託して本件処分地のボーリング調査や掘削等を行い、本件処分地に存在する廃棄物の量、種類を明らかにし、地下水や周辺環境等も調査する大規模なもので、国の予備費2億3,600万円余の支出により平成6年12月から平成7年3月末まで行われた。

調査の結果、本件処分地に残された廃棄物は汚染土壌も含めて約49.5万立方メートル、56万トンと推定され、約6万9,000平方メートルの範囲に分布していること、その中には、鉛、水銀等の重金属やダイオキシンを含む有機塩素系化合物等の有害物質が相当量含まれており、地下水にも影響が及んでいることが判明した。

専門委員は、こうした調査結果から、本件処分地内の有害物質が北海岸から海域に漏出していると考えられるとし、本件処分地をそのまま放置すると生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるので、早急に適切な対策が講じられるべきであるとの実態認識を示した上、廃棄物及び汚染土壌に中間処理（焼却等による減量化、安定化、無害化のための処理）を施すかどうか、中間処理及び最終処分を豊島の内・外いずれで行うか、あるいは現状のまま環境保全措置を施すかといった選択肢に応じて7つの案を示し、中間処理又は最終処分を行う場合の施設建設の費用と期間を試算した。

② 中間合意

調停委員会は実態調査の結果及び処理案を踏まえて調整を進め、平成9年7月18日、申請人らと香川県との間に、中間合意が成立した。その骨子は次のとおりである。

ア 香川県は、廃棄物の認定を誤り、豊島開発に対する適切な指導監督を怠った結果、本件処分地について深刻な事態を招来したことを認め、遺憾の意を表す。

イ 香川県は、本件処分地に存する廃棄物及び汚染土壌（以下「本件廃棄物等」という。）について、溶解等による中間処理を施すことによって、できる限り再生利用を図り、廃棄物が搬入される前の状態に戻すことを目指すものとする。

ウ 香川県は、中間処理施設の整備及び対策実施期間中の環境保全対策等（以下「暫定的な環境保全措置」という。）についての調査検討を行うため、学識経験者からなる技術検討委員会を設置する。

エ 再生利用困難な飛灰及び残滓等の処分方法については、技術検討委員会の検討結果を踏まえて、両当事者が協議する。

オ 申請人は、香川県に対し、損害賠償請求をしない。

③ 技術検討委員会による検討

香川県は、この中間合意に基づき、「香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会」（以下「技術検討

委員会」という。)を設置し、委員長には、早稲田大学理工学部の永田勝也教授が就任した。同委員会は、第1次委員会、第2次委員会を通じて20回の会議を開いて検討を重ね、平成11年5月、その結果を最終報告書にまとめた。

同委員会は、この報告の中で、本件廃棄物等の中間処理については、焼却・熔融処理方式を採用すれば、ダイオキシン類を無害化することができ、生成されるスラグは建設資材等に有効利用し、飛灰からは金属を回収するなど、副産物を再利用することが可能であり、また、本件処分地の暫定的な環境保全措置として、汚染された地下水・浸出水(以下「地下水等」という。)の漏出を防止するため北海岸に鋼矢板による遮水壁を設置した上、本件処分地内の地下水等を浄化するなどの対策が必要であるとし、こうした対策をとることにより、二次公害を発生させることなく本件廃棄物等を処理し、本件処分地の環境保全を図ることができるという見解を示した。

④ 直島案の提案及び検討

中間合意では、中間処理施設は、豊島内に建設し、本件廃棄物等の処理が終了した後は撤去することが前提となっていた。しかし、香川県は、平成11年7月、施設の有効活用という観点から、中間処理施設を豊島の約5キロ西方にある直島内の三菱マテリアル株式会社直島製錬所敷地内に建設することを提案した(以下「直島案」という。)

この直島案は、中間処理施設を豊島に建設することに伴って生ずる諸問題を解決しうる可能性を持つものであったが、一方、この案を実現するためには、本件廃棄物等の海上輸送方法のほか、直島における中間処理施設の建設・運転に伴う周辺環境への影響の評価等、新たな技術面の問題を検討する必要があり、実際に主として漁業関係者からは風評被害発生の懸念も表明された。そこで、香川県により設置された第3次技術検討委員会において上記の事項等について検討を重ねられ、平成12月3月、同検討委員会は、所要の対策を講ずることにより、本件廃棄物等の中間処理を直島に建設する中間処理施設において二次公害を発生させることなく実施できるという見解を表明した。

直島町は、この検討結果を受け、アンケートなどにより住民意思を把握した上、同月、中間処理施設の受入れを表明した。

⑤ 最終合意に向けた調整と調停の成立

こうした状況を踏まえて設定された平成12年4月4日の準備期日において、申請人らと香川県は、今後直島案を前提に調停手続を進行させることに合意するとともに、香川県は、暫定的な環境保全措置を最終合意の成立に先行して実施することを明らかにした。調停委員会はその後、申請人らと香川県との間で調整を進め、その結果、最終合意の見通しが得られたため、同年5月26日の調停期日において、それまでの調整の経緯を踏まえて作成した調停条項案を申請人らと香川県の双方に提示した。

これを受けて、香川県においては臨時県議会を開いて調停案が議決され、申請人側においても内部の意思確認が行われ、平成12年6月6日の第37回調停期日において、申請人らと香川県の間に調停が成立した。

この調停期日は、高齢者も多く東京に行くのは困難であるが、調停成立の場に立ち会いたいという申請人らの強い要望により、現地の豊島小学校の体育館で開催し、申請人側は、本人及びその家族ら約600人が出席した。

調停案の読み上げ及びこれに対する双方の応諾意思の表明という調停成立までの手続きは、公害紛争処理法第 37 条の規定により非公開で行われたが、続いて行われた行事は、報道関係者に公開され、その状況は広く報道された。

当事者双方が、調停条項を記載した合意書に署名押印した後、川寄義徳調停委員長、永田勝也技術検討委員会委員長、申請人ら代表安岐登志一氏及び申請人ら代理人中坊公平弁護士が、それぞれ事件を振り返って挨拶をした（川寄調停委員長の挨拶は別記のとおり）。その後挨拶に立った真鍋武紀香川県知事は、改めて自身の言葉で豊島住民に謝罪するとともに、合意内容の実現に向けての決意を語り、豊島住民の拍手と涙に包まれる中で、壇上中央に進み出た申請人ら代表と固い握手を交わした。

(2) 申請人らと香川県との間の調停条項の内容

申請人らと香川県の間の調停条項は、香川県が、申請人らに謝罪した上、平成 28 年度末までに本件廃棄物等を豊島から撤去し、直島に設置される施設において焼却・溶融処理を行うことを骨格としている。

また、香川県が本件事業（本件廃棄物等の搬出・輸送、豊島内施設の設置・運営及び本件廃棄物等の焼却・溶融処理の実施）を申請人らの理解と協力の下に行うことが基本原則として掲げられ、この基本原則を踏まえ、申請人らの代表者等及び香川県の担当職員等による協議会を設置することが合意されている（3を参照）。

専門家の関与に関しては、香川県が本件廃棄物等の撤去、遮水壁等豊島内施設の設置・運営等の事業を実施するに当たっては技術検討委員会の検討結果に従うという基本原則が明記され、これら事業は、関連分野の知見を有する専門家の指導・助言等の下に実施することが定められている（3を参照）。

更に事業完了後の措置として、豊島内施設を撤去し、土地を豊島3自治会に引き渡すこと等についても言及されている。

排出事業者の解決金（3）①を参照）については、排出事業者らが申請人らに支払った解決金3億2,500万8,000円のうちの1億7,000万円を香川県が取得し、本件廃棄物等の対策費用に充てるとされている。

(3) 香川県以外の被申請人との間の調停手続の経過

① 排出事業者関係

調停委員会は、平成9年2月26日の調停期日において、被申請人となっていた排出事業者に対し、廃棄物処理法等に定める委託基準に違反した廃棄物の処理委託を行った結果、受託者により不適正な処理が行われた場合には、排出事業者は処理責任を果たしたといえず、適正な処理をすべき責任が残存している旨を指摘するとともに、対策に要する費用等について応分の負担をするように求め、個別協議を重ねた結果、平成12年1月までに19の排出事業者が解決金の負担に応ずることを認め、申請人らとの間で調停が順次成立した。これらの調停条項においては、当該解決金の中には廃棄物等の対策費用に充てられるべきものが含まれていることが確認されており、申請人らと香川県の間の調停条項の中で、(2)で述べたとおりこの解決金の処理が定められた。

② その他の被申請人関係

調停委員会は残る排出事業者2業者、豊島開発及びM（調停係属中に父親の地位を相続により承継）については、当事者間に合意が成立する見込みがないとして平成12年6月6日、調停を打ち

切った。一方、申請人らは、香川県との調停成立に先立ち、平成12年5月29日、同県職員2名を被申請人とする調停申請を取り下げるとともに、平成8年（調）第3号事件（国に対する申請）の申請人らは、香川県との間に調停が成立した日に同事件の調停申請も取り下げた。

3 調停成立後の動き

調停成立を受け、調停条項に基づいて平成12年8月に、事業実施に関する住民と香川県との協議機関である「豊島廃棄物処理協議会」及び技術的な事項を検討する「豊島廃棄物等技術委員会」が発足した。

この協議会及び委員会での検討を経て、廃棄物等の処理の体制が構築され、処理が進められていった。平成15年には直島に廃棄物処理施設が完成し、豊島から直島への海上輸送・直島での処理が開始された。また、同年には不法投棄についての香川県等による対策費用に対する国庫補助等を認める「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が成立し、同法は平成24年に存続期間が10年延長され、令和4年度末までとなった。

豊島からの廃棄物等の搬出及び直島での処理には15年間を要し、平成29年3月に一旦完了した。その間、搬出・処理された廃棄物等は約91万2千トンに及ぶ。翌平成30年に新たに未処理の廃棄物600トン超が見つかったが、これらも令和元年7月に搬出・処理が完了した。

その後、香川県は本件処分地の地下水浄化対策、遮水壁の撤去工事等を実施した。令和4年3月現在では、調停条項に基づき、本件処分地を住民側へ引き渡すための住民と香川県との対話が続けられている。

公害等調整委員会はこの間、南博方元委員が豊島廃棄物処理協議会の初代会長に就任したほか、調停成立時に本事件に関与していた元審査官が、専門委員として発足当時の豊島廃棄物処理協議会及び豊島廃棄物等技術委員会に出席した。これらの会議（及びその後継組織）には、現在も審査官等がオブザーバーとして参加すること等によりフォローアップを行っている。

別記 川崎調停委員長の挨拶（平成12年6月6日）

当事者双方の代表者、代理人は、先の調停期日でお示しした公調委の調停案を受け入れる旨表明され、調書に署名されました。6年余にわたったこの事件は、この調停成立により終結しました。

我が国における最大規模の廃棄物公害事案であり、ゴミ問題の象徴とされてきましたこの事件が、合意の成立という形で終了したことの意義は誠に大きく、この事件を担当した者として感慨深いものがあります。

申請人ら豊島の人々が、本件処分地の廃棄物を問題にしてから20年、公害調停の申立てをしながらでも6年半という長い年月が経過しましたが、この間、申請人の皆さんが、不法に投棄された廃棄物の撤去に向け、不撓不屈の取組を続けてこられたことに対し、心から敬意を表する次第であります。

又、調停条項にもありますように、本件処分地の廃棄物に関する香川県の対処は、不適切であったといわざるを得ませんが、県がこの調停を成立させるため真摯な努力を重ねてこられたこと、特に焼却熔融施設を直島に設置する計画を立て、その実現に尽力されたことを多とするものであります。

さらに又、技術検討委員会の委員長、委員の方々が精力的に調査、検討に取り組み、その結果を判りやすく住民に説明されたこと、直島町の住民や関係者の方々を始めとする実に多くの人々が、この事

案について理解を深め、協力と努力を惜しまれなかったことが、この調停の成立に与って力のあったことを忘れてはならないと思います。

豊島と県は、今日まで、調停の場で相対立する当事者であり、いわば敵対する関係にあったわけであり、しかし、今日の調停成立により、この関係は消滅しました。今後、当事者双方が向き合わなければならないのは、本件処分地に埋め込まれた 50 万トンの廃棄物であり、これが共通の敵ということになるのではないのでしょうか。

当事者双方は、このことを心に刻み、技術検討委員会が要請される「共創」の思想に基づき、互いに協力して調停条項に定める本件事業を進めてもらいたいと思います。

この調停とこれに基づく本件事業の実施が、我が国におけるこの種事案の立派なモデルとしての役割を担い、さらには、第二の豊島の悲劇を起こさないためのモニュメントとなることを祈念するものであります。

なお、本委員会は、調停の成立によってこの事件の手続が終了するため、その役割を終えることとなります。しかし、公調委としては、重大な関心をもって本件事業の成り行きを見続けるつもりであります。

IV 清瀬・新座市低周波騒音被害等調停申請事件（平成 13 年（調）第 3 号事件）

1 事件の概要

平成 13 年 10 月 23 日、埼玉県及び東京都の住民 10 人から、医療法人を相手方（被申請人）として、埼玉県知事に対し調停を求める申請があった。

被申請人は、申請人らの住居に隣接する土地に医療施設の建設を行ったが、平成 12 年 6 月 1 日の完成後、当該施設の屋上等に設置された空調室外機、変圧器、換気扇等から耐え難いほどの騒音（特に低周波騒音）及び振動が発生し、申請人らは不眠、頭痛、倦怠感等の健康被害を受けている。これらを理由として、被申請人に対し、実効的な防音及び防振対策を実施して騒音・振動を滅失させること等を求めるというものである。

2 事件処理の経過

本事件は、いわゆる県際事件であり、埼玉県知事は、公害紛争処理法第 27 条第 3 項の規定により、関係知事（東京都知事）と連合審査会の設置について協議したが、協議が整わなかったため、平成 13 年 11 月 6 日、同条第 5 項の規定により、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付した。

公害等調整委員会は、本事件の関係書類の送付を受けた後、直ちに調停委員会を設けた。

また、低周波音に関する専門的事項を調査するため、低周波音に係る音響分野及び対策分野の各専門家（2 名）を専門委員として選任した。

3 事件処理の結果

調停委員会においては、本事件の関係書類の送付を受けた後、3 回の調停期日の開催、現地調査の実施など、鋭意手続を進めた。

本件は、低周波音を含む騒音の改善が要請された事件であるが、近年、本件のように住宅地域において空調室外機等から生じる低周波音等が問題となる事例は増加している。しかしながら、従来の騒音対策だけでは対応しきれない面もあり、効果的な対策の確立が求められている状況にある。

このため、調停委員会としては、専門委員の助言を得ながら、本件病院施設の設計業者、施工業者、空調室外機メーカー及び空調室外機設置業者の参加の下に、低周波音を含む騒音の低減を図るための対策について、検討を進めた。

検討の過程では、調停委員会として低周波音を含む騒音測定を実施し、その周波数分析の結果から問題となる周波数成分を確認の上、考えられる低減対策を幅広く検討し、必要に応じ実験等で効果を確認することにより、効果的な対策を見出すことに努めた。

こうした対策に係る検討結果を踏まえ、平成15年3月11日、調停が成立し、本事件は終結した。合意された対策の概要は、①空調室外機について、ファンの気流の排出口の改良、ファン相互の間仕切り板の設置等により、100ヘルツを中心とした騒音の低減を図ること、②変電装置の排風機について、低周波音成分も含めた低騒音型の機種に交換すること、③空調室外機の周囲に50ヘルツ及び100ヘルツに対し音の干渉による低減効果を持つ防音壁を新たに設置すること、である。

なお、本件では、既設置の機器の移設が建物の構造上困難という制約の下で、技術関係者らの努力により、低周波音を含む騒音の低減対策が講じられることとなったが、およそ建物の建設に当たっては、建物設計関係者と設置機器関係者との間で、事前に低周波音を含む騒音の周辺住宅地への影響を可能な限り小さくするための検討をすることが必要であり、本件調停手続を通じて、そのことの重要性が再認識された。

V 東京国際空港航空機騒音調停申請事件(平成28年(調)第10号)

1 事件の概要

東京国際空港(以下「本件空港」という。)近隣において事業を営む法人5名は、平成28年9月9日、国土交通大臣を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停の申請をした。

調停の趣旨は、本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風運用時の15時から19時までの4時間の間の3時間程度、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間当たり14機(4分から5分に1機)程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金として1社あたり1億円の合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求めたものであった。

この事件は、将来発生するおそれのある被害(いわゆる「おそれ公害」)について、国の機関を被申請人として差止め及び損害賠償請求を求める事案であるところ、航空機の運航に伴う騒音に係る紛争であることから公害等調整委員会が管轄することになったものである(公害紛争処理法第24条第1

項第2号、公害紛争処理法施行令第2条)。



※ Google Map を基に公害等調整委員会事務局にて作成

2 事件処理の経過及び結果

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、調停委員会において18回の調停期日を開催するとともに、計画案が実現した場合の状況を推測するために、大阪国際空港周辺において現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年1月31日、当事者双方の合意が整い、調停が成立し、本事件は終了した。

(参考) 手続経過

平成28年9月9日：調停申請受付

平成29年1月27日：第1回調停期日

(以降、概ね1～3か月に一度の頻度で調停期日を実施)

平成30年3月26日：大阪国際空港周辺における現地調査

令和2年1月31日：第18回調停期日(本事件の調停が成立)

3 調停の概要

調停の概要については、当事者双方の合意を得た範囲で、公害紛争処理法第34条の2により公表することとした。その内容は以下のとおりである。

- (1) 被申請人は、今般の飛行経路の見直しに当たり、下記について確認
 - ・周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組
 - ・A滑走路における航空機の運航の見通し
 - ・申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見通し
- (2) 被申請人は、本件の見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供

4 その後の経過

調停が成立した後、ほどなく新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、羽田空港の利用者数は調停時に想定していたよりもかなり減少した。日本空港ビルディング株式会社のホームページによれば、A滑走路の北側からの航空機の着陸が本格化するはずであった令和2年4月及び5月の利用者数は、それぞれ前年比7.7%、5.0%であり、年合計でも前年比35.9%であった。調停においては運用が開始された場合の「申請人ら周辺地域の騒音レベルの見通し」について確認したが、旅客数の減少や減便の影響により、想定していたよりも騒音が低減されることになったと考えられる。また、2021年に延期された東京オリンピック・パラリンピックの期間も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期と重なり、航空需要は想定よりも少ないまま経過した。

今回の運用見直しにより、A滑走路の北側からの航空機の着陸がフルにされた場合に申請人ら事業所の周辺でどの程度の騒音が発生するのか、本件の調停で確認した範囲にとどまるのかという問題は、今後の検証に委ねられることとなる。

羽田空港 旅客ターミナル利用実績(2020年)

	2020年												年計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
国内線 旅客数(人)	5,376,555	4,912,737	2,496,031	491,466	345,391	1,044,025	1,627,861	1,700,240	1,989,486	2,655,898	3,082,550	2,343,710	28,065,950
※1 (前年比)	(102.5%)	(96.6%)	(41.9%)	(9.4%)	(6.0%)	(19.3%)	(28.1%)	(25.9%)	(33.3%)	(45.8%)	(51.3%)	(41.8%)	(41.0%)
国際線 旅客数(人)	1,514,178	1,041,917	342,636	29,828	15,369	19,482	35,016	42,285	37,956	39,884	40,247	59,457	3,218,255
※2 (前年比)	(100.5%)	(73.6%)	(20.5%)	(1.9%)	(1.0%)	(1.2%)	(2.2%)	(2.5%)	(2.5%)	(2.6%)	(2.6%)	(3.8%)	(17.2%)
日本人	702,725	599,547	190,045	16,883	6,936	9,322	16,809	23,635	20,468	20,454	20,233	35,364	1,662,421
(前年比)	(93.7%)	(83.9%)	(20.6%)	(2.3%)	(0.9%)	(1.2%)	(2.0%)	(2.5%)	(2.4%)	(2.6%)	(2.4%)	(4.4%)	(17.1%)
外国人	739,842	394,280	109,917	7,604	3,649	4,480	7,177	8,788	8,584	10,416	12,760	15,200	1,322,697
(前年比)	(105.9%)	(59.3%)	(15.3%)	(0.9%)	(0.5%)	(0.6%)	(1.0%)	(1.3%)	(1.4%)	(1.4%)	(1.8%)	(2.1%)	(15.5%)
協定該当者	6,881	5,228	2,940	711	738	1,240	4,082	3,142	2,251	2,336	2,477	3,438	35,464
(前年比)	(103.1%)	(108.3%)	(51.0%)	(10.6%)	(10.1%)	(15.5%)	(48.9%)	(41.4%)	(38.6%)	(46.8%)	(44.1%)	(35.3%)	(43.6%)
通過客	64,730	42,862	39,734	4,630	4,046	4,440	6,948	6,720	6,653	6,678	4,777	5,455	197,673
(前年比)	(125.4%)	(132.0%)	(184.1%)	(23.5%)	(10.5%)	(8.7%)	(15.5%)	(22.7%)	(28.6%)	(31.3%)	(22.6%)	(14.4%)	(50.3%)
旅客数 合計(人)	6,890,733	5,954,654	2,838,667	521,294	360,760	1,063,507	1,662,877	1,742,525	2,027,442	2,695,782	3,122,797	2,403,167	31,284,205
(前年比)	(102.1%)	(91.6%)	(37.2%)	(7.7%)	(5.0%)	(15.3%)	(22.4%)	(21.2%)	(27.1%)	(36.7%)	(41.3%)	(33.5%)	(35.9%)

※1 国内線旅客数は国土交通省東京航空局「管内空港の利用概況集計表」に基づく。(2021年8月確定版)

※2 国際線旅客数は東京国際空港ターミナル株式会社「利用実績」に基づく。

国際線旅客数について:東京国際空港ターミナル株式会社発表資料より

・入国・出国旅客数は、法務省「出入国管理統計統計表」のデータに基づく。

・協定該当者とは、日本国におけるアメリカ合衆国および国際連合の軍隊の地位に関する協定により、軍人、軍属、家族が軍用機以外で入出国した者。

・通過客は東京国際空港ターミナル株式会社調べ(到着と出発でのダブルカウント)。

(出典) 日本空港ビルディング株式会社ホームページ

(<https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/result/index.html>)

[裁定事件]

VI 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件（平成18年（セ）第2号事件、平成20年（セ）第4号事件）

1 事件の概要

本事件は、平成18年7月24日、茨城県神栖市等の住民34名が、国（代表者内閣総理大臣）及び茨城県（以下、単に「県」という。）に対し、申請人らの健康、財産及び精神的被害は、居住する地区の井戸水から検出された有機ヒ素化合物によるものであり、その原因は、旧日本軍が第二次世界大戦中に製造・保管していたヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸（Diphenylarsinic acid、以下「DPAA」という。）が戦後投棄され、井戸水が汚染されたことにあるところ、被申請人国には、毒ガス原料等の高度な法的管理保管義務の不履行があるとして、国家賠償法第1条第1項、民法第709条（国家賠償法施行前の行為につき）、国家賠償法第4条、民法第719条第1項に基づき、被申請人県には、平成11年に近傍の井戸において高濃度の有機ヒ素化合物が検出されていたことを把握していたにもかかわらず必要な調査等を怠った規制権限不行使があるとして、国家賠償法第1条第1項、第4条、民法第719条第1項前段に基づき、連帯して損害賠償金（一部請求であり、一人あたり300万円）の支払いを求める事案である。

平成20年9月29日、同一原因による被害を主張する住民5名から参加の申立があり、裁定委員会は、同年11月11日、これを許可した（平成20年（セ）第4号。以下、申請人ら及び参加人らを区別せず「申請人ら」という。）。

2 事件の背景

(1) DPAAについて

ア DPAAの一般的物性

DPAA（化学式： $C_{12}H_{11}AsO_2$ ）は、常温で白色の固体（針状結晶）であり、五価の有機ヒ素化合物である。DPAAは自然界に存在せず、水に溶けやすい性質を持つ。

イ 旧日本軍におけるDPAAの製造、取扱経過に関する情報

旧日本軍は、毒ガス兵器としてのくしゃみ性、嘔吐性ガスにジフェニルシアンアルシンを採用し、これを旧陸軍では「あか剤」「あか一号」と呼称した。ジフェニルシアンアルシンはガスマスクを透過し、それを脱がせるために開発されたものであり、通常20分ないし30分間、呼吸器・粘膜に灼熱的刺激を与え、この間、戦闘能力を完全に喪失させるとされている。

文献情報によれば、旧陸軍が陸軍兵器製造所（広島県竹原市大久野島）でDPAAを原料にジフェニルシアンアルシンを製造したこと、民間企業であるA社とB社を直接指導してDPAAを製造させたことが記載されている。なお、これまでの調査で、旧陸軍が直接DPAAを製造したとの情報は確認されていない。

終戦時、ジフェニルシアンアルシンについては、陸軍兵器製造所及び相模海軍工廠で保有が確認されていたが、DPAAの保有情報は確認されなかった。なお、陸軍兵器製造所に保有されていたジフェニルシアンアルシンについては、進駐軍の指示により海洋投棄されたとの情報がある。

ウ 戦後におけるDPAAに関する情報

DPAAについては、これまでに「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）に基づく製造・輸入前の届出が行われた実績はない。

戦後における旧日本軍由来のDPAA等の払下げや流通等に関する詳細は明らかではないが、昭和41年5月に広島市内、平成7年7月に大阪府内、昭和41年5月から平成17年1月にかけて神奈川県平塚市内において、DPAAが入ったドラム缶が発見されたり、井戸水からDPAA等が検出されるなどしている。また、福島県いわき市の民間企業の社史には、戦争末期、相模海軍工廠錦分廠からフェニル亜ヒ酸の払下げを受け、農薬の原料としたとの記録がある。

茨城県内においても、昭和60年に久慈港（日立市）、昭和51年に鹿島港沖において、それぞれ「くしゃみ剤」の毒ガス容器が発見され、自衛隊がコンクリート詰めにして海中投棄したとの記録がある。

(2) 申請人らの居住地等（参考資料ABトラック広域図）

ア A地区の住民（11名）について

申請人らのうち10名は、平成2年2月から平成15年7月までの間の一定期間、A地区に居住していた住民である。また、申請人らのうち1名は、上記10名に含まれる夫婦の子であり、同夫婦がA地区から転居後に出生した子である。

A地区では、一戸建ての貸家で各世帯が生活していたが、共同で一つの井戸（A井戸（参考資料ABトラック広域図の①地点））を使用していた。

イ B地区の住民等（28名）について

申請人らのうち28名は、昭和24年1月から現在まで又はその間の一定期間、B地区に居住していた住民である。

B地区では、それぞれの世帯で個別に井戸を保有し、使用していた。

(3) 本件申請に至る経緯

H11.1 運輸会社寮の井戸（参考資料ABトラック広域図の②地点。以下「会社寮井戸」という。）において、水道法上の定期検査時に、水質基準の45倍のヒ素が検出

H11.1 県 会社寮井戸周辺地区でのヒ素の取扱い等の調査を実施

H11.2 保健所 会社寮井戸からおおむね100m程度の範囲内の7カ所の井戸水の水質検査を実施。水質基準値以下のヒ素しか検出されず。

県 会社寮井戸の高濃度汚染を局地的な自然由来のものと推定し、調査終了ヒ素汚染の事実について、周辺住民に周知、公表せず

H12～H15 A地区内の申請外居住者3名が、ろれつが回らない、バランスを失って転倒しやすくなる等の症状で筑波大学附属病院を受診

H15.2 筑波大学附属病院医師 A地区内の申請外居住者の症状について井戸水が原因ではないかと疑い、保健所に井戸水の水質検査を依頼する旨の書簡を作成し、同居住者に交付。

H15.3 申請外A地区内居住者 保健所に筑波大学附属病院医師作成の書簡及びA井戸の水を提出し水質検査依頼

H15.3 保健所 A井戸の水の水質検査を実施したところ、水質基準値の450倍のヒ素を検出。同事実を公表し、A井戸から半径500m以内の地区の世帯を戸別訪問、井戸水の使用自

肅を指導

- H15.4 B地区内の6世帯の使用する各井戸の井戸水から、水質基準値の18倍から43倍のヒ素が検出
- H15.4 県 B地区内の井戸水からヒ素が検出されたことを公表。その後、衛生研究所の調査により、検出されたヒ素はDPAAであることが判明
- H15.5 国 A井戸等を中心にボーリング調査等の汚染源特定に向けた調査を開始
- H17.1 国 A井戸周辺埋土層（参考資料ABトラック広域図の③地点）の中から高濃度のDPAAを含むコンクリート塊3個を発見。なお、上記コンクリート塊は、混入していた空き缶の製造年月日等から平成5年6月頃以降から平成9年1月までの間に埋設されたものと推定されている
- H17.8 A地区住民 コンクリート塊の発見場所付近を埋め立てた業者等を告訴するも警察は立件断念。コンクリート塊を不法投棄した者は判明せず

3 事件処理の経過

- (1) 公害等調整委員会は、本件申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。また、平成19年11月1日及び平成20年3月10日に併せて5名の専門委員を選任した（なお、うち1名については逝去により平成21年11月1日に解任）。専門委員のうち1名は地下水の動きや拡散についての専門家であり、残りの4名は医師である。

裁定委員会は、平成18年10月23日に第1回審問期日を開催し、平成19年1月29日には事務局による現地確認調査を実施した。

- (2) 本事件で特に問題となったのは、DPAAと各申請人らの症状との間の因果関係である。本件申請当時、DPAAの人体への影響に対する知見はほとんどなく、申請人らは、ろれつが回らない、転倒しやすいといった神経症状のほか、小児の精神遅滞や呼吸器系あるいは消化器系の疾患など幅広い疾患がDPAAを原因とするものである旨主張していた。

そこで、裁定委員会は、DPAAと申請人らの個別の症状との因果関係に関し、4名の専門委員（医師）による専門的事項の調査を進めた。各専門委員の専門は、それぞれ内科（1名）、神経内科（2名）、小児科（1名）である。これら4名の専門委員は、申請人ら全員の診療録の検討や個別の健康調査を実施し、研究成果等を踏まえて、申請人らの各症状とDPAAとの因果関係に係る意見書を作成した。

- (3) 裁定委員会は、合計17回の審問期日を開催し、申請人ら及び参考人の尋問を実施した上で、上記意見書等を踏まえて手続を進めた結果、平成24年5月11日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

4 事件処理の結果

本件裁定の主な内容は、以下のとおりである。

なお、裁定要旨（参考資料ABトラック広域図を含む。）は、https://www.soumu.go.jp/main_content/000158444.pdf を参照。

(1) 地下水汚染と申請人らの健康被害との因果関係

ア A井戸及びB井戸の汚染の原因は、何者かが、平成5年6月以降平成9年1月までの間に、A井戸周辺のいけすを埋め戻した際、DPAAを混入したコンクリート塊を地中に流し込み、そのDPAAが地下水の流れに乗って、各井戸に達したことによる。

イ DPAAによる健康影響には、典型症状として小脳症状ないし中枢神経症状がある。また、小児の精神遅滞については、DPAAがその一要因となり得る。よって、上記各症状・疾患についてはDPAA暴露との因果関係を認めることができるが、その他の症状・疾患については、因果関係を認めることはできない。

(2) 国の責任

DPAAの製造には、旧陸軍の関与があったと推認でき、国は、その製造を主に行っていた者として一定の管理責任を負うと解することが相当である。しかしながら、コンクリート塊に混入されたDPAAの製造・流通経過は全く不明であること、さらに、第三者による故意の廃棄行為が直接の原因行為であることから、国に対し、個別具体的な管理義務及びその違反を認めることはできず、国家賠償法上の責任又は不法行為責任を認定することはできない。

(3) 県の責任

平成11年1月、会社寮井戸において環境基準値の45倍という高濃度のヒ素汚染が発見されたが、県は、水質汚濁防止法に基づく環境庁(当時)の通達、県の実施要領に従った必要な調査を実施せず、また、周辺住民に対する周知措置(公表)もとらなかった。これは、同法の趣旨・目的や権限の性質から、県知事の裁量の範囲を逸脱して著しく合理性を欠くもので、国家賠償法上違法となる。

5 その後の経過

申請人らは、本件裁定後の平成24年5月17日、被申請人県に対し、本件申請について提訴せず、解決に向けて話し合うことを希望する旨の申入れを行い、被申請人県も同申入れを受け入れ、申請人らと被申請人県との間で、同年6月20日、本件裁定を踏まえた和解が行われた。その内容は、別紙「和解書」のとおりである。

被申請人県は、申請人らとの和解条項に基づき、申請人らに対し合計6000万円を支払うとともに、以下のような対策をとった。

- (1) 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱に基づく制度の継続に係る働きかけ(申請人らの代表と県知事が、平成24年7月に環境大臣に面会して実施)
- (2) 県の環境審議会に地下水汚染部門会を設置(平成24年7月)
- (3) 県の地下水汚染に係る対策要領を改訂(平成25年3月)
- (4) 地元保健所に選任の相談員を配置し「神栖ヒ素汚染健康相談室」を設置(平成25年4月)

(参考) ちょうせい第74号(平成25年8月)

「神栖市におけるヒ素による健康被害事件」の概要 公害等調整委員会事務局審査官 矢崎豊

「神栖責任裁提示嫌悪裁定後の対応について」 茨城県生活環境部環境対策課副参事 飯田晋
なお、本件裁定は、判例時報2154号（平成24年9月1日号）にも掲載されている。

別紙

和 解 書

公調委平成18年（セ）第2号神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件及び公調委平成20年（セ）第4号神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定参加申立事件（以下「本件」という。）について、申請人ら（別記1のとおり。以下「甲」という。）と被申請人茨城県（以下「乙」という。）とは、下記のとおり和解する。

記

- 1 乙は、公害等調整委員会における平成24年5月11日の本件裁定を踏まえ、甲に対し、本件和解金として金6,000万円を甲代理人指定の口座に振り込む方法により支払う。甲は、本件に関し、乙に対し、その余の金銭の支払を請求しない。
- 2 乙は、国に対し、現行制度（茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱、平成15年6月6日環保企発第030606004号。一部改正平成23年6月23日環保安発第110623001号）を継続するよう働きかけ、同制度における医療手帳交付者らの健康不安が解消されない限り同制度が継続されるよう支援に努めるものとする。
- 3 乙は、現行制度の運用が実効的になるよう医療手帳交付者らが要望する事項について配慮する体制を作るものとする。

この和解を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲の代表者及び乙が各1通保有する。

平成24年6月20日

甲	申請人ら代理人弁護士	
	代表弁護士	(略)
乙	被申請人茨城県	
	代理人弁護士	(略)

Ⅶ 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件（平成21年（ケ）第3号（第1事件）、平成25年（ケ）第4号（第2事件））

1 各事件の概要

第1事件は、平成21年6月17日、申請人である仙台市が、公有財産として所有する土地（以下「本件水路敷」という。）の土壌及び地下水から、土壌汚染対策法施行規則上の基準値を超えるベンゼンが検出されたことについて、このベンゼン汚染は、被申請人（以下「石油会社」という。）の給油所の事業活動又は解体工事のいずれかが原因となって生じたものであるとして、原因裁定を求めた事案である。

第2事件は、第1事件が終了した約1年10か月後である平成25年2月22日に、第1事件の被申請人である石油会社が、今度は申請人となり、本件水路敷に隣接する土地3筆の所有者らを相手方（以下「被申請人ら」という。）として、石油会社の事業活動等（給油所事業、給油所解体及び浄化工事）は、被申請人ら所有の各土地（以下「被申請人ら所有地」といい、給油所跡地と併せて「本件各土地」という。）の土壌汚染及び地下水の水質汚濁の原因ではないとして、原因裁定を求めた事案である。

2 各事件処理の経過

公害等調整委員会は、第1事件の申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、また、土壌汚染に関する専門委員1名を選任した。裁定委員会においては、8回の審問期日（1回の現地期日を含む。）を開催するとともに、現地調査、参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成23年4月18日、本件水路敷のベンゼン汚染の原因は、石油会社の給油所の事業活動によるものであるとの認容の裁定を行い、第1事件は終了した。

公害等調整委員会は、第2事件の申請受付後、裁定委員会（第1事件とは構成が異なる。）を直ちに設け、また、土壌汚染、地質等に関する専門委員1名（第1事件とは異なる。）を選任した。裁定委員会においては、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、業者による委託調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成28年8月19日、被申請人ら所有地の汚染は石油会社の事業活動等によって生じたものと認められるとして、第2事件の申請を棄却する裁定を行い、第2事件は終了した。

3 各事件処理の結果

石油会社の給油所は、第1事件申請前の平成13年に事業を廃止し、平成15年に解体されたところ、石油会社は、給油所跡地中央部のベンゼン汚染については、給油所の事業活動が原因（地下配管等からのガソリンの漏洩）であることを認めたものの（石油会社は平成20年と平成21年に汚染対策として浄化工事を実施した。）、給油所跡地に隣接する土地の汚染については、その事業活動等が原因ではないとして、その因果関係を争った。主たる争点は、給油所の地下配管等から漏洩したガソリンが、隣地である本件水路敷（第1事件）まで、さらにはその先の被申請人ら所有地（第2事件）まで到達したといえるかどうか、という点にあった。

(1) 第1事件の裁定では、本件水路敷のベンゼン汚染の原因は、石油会社の給油所の事業活動によるものであると判断し、仙台市の申請を認容した。その理由は次のとおりである。

裁定委員会は、本件水路敷及び給油所跡地の汚染状況、それぞれの汚染箇所の位置関係、本件水路敷及び給油所跡地から採取した油の種類の類似性、本件水路敷の前所有者や周辺土地所有者等による汚染の可能性等について、当事者の主張、現地調査の結果や専門委員の意見を踏まえ検討を加えた。

その結果、給油所跡地中央部の汚染は、給油所の事業活動から生じたものであり、また、そこから少し離れた給油所跡地北東部の汚染と、本件水路敷の汚染とは、汚染の濃度分布や場所的接近性、油種の同一性（ガソリン）などから、同一の汚染源によるものと推認できること、給油所以外にはガソリンが大量に流出する要因が存在しないことなどを認定した。

その上で、本件水路敷の汚染は、給油所跡地中央部の地下配管等から漏洩したガソリンが、浅層

部から下方へ地下浸透した後、地下水の表面上を水平方向に、給油所跡地北東部、本件水路敷へと拡散した結果生じたものとするのが自然かつ合理的であり、他の汚染原因は見当たらず、本件水路敷の汚染と給油所跡地中央部の汚染の汚染源の同一性に関する推認を妨げる特段の事情は認められないと判断し、本件申請を認容する裁定をしたものである。

(2) 第2事件の裁定でも、被申請人ら所有地のベンゼン汚染の原因は、石油会社の事業活動等によるものであると認定し、石油会社の申請を棄却した。その理由は次のとおりである。

第2事件で汚染が問題となった場所は、給油所跡地の北側に所在する、第1事件で問題となった本件水路敷のさらに北側にある被申請人ら所有地であったところ、石油会社は、給油所跡地北東部で確認された汚染は、給油所跡地中央部の配管からの油漏れではなく、本件水路敷の北側にある被申請人Aの所有地に廃棄、埋設されたガソリンを含む廃油等に由来するとの主張をした。

そこで、裁定委員会は、業者に委託して、平成26年3月から同年11月までの間、本件各土地の地下水位、土壌水分の連続測定調査を行った。その結果及び給油所跡地中央部では事業廃止から約7年後の調査でもベンゼン濃度が高かったこと、被申請人ら所有地でも事業廃止から7年6か月後、又は10年以上経過した後の調査期間を通じて調査地点の汚染に顕著な変化が見られなかったことから、本件各土地の時間経過による土壌汚染及び水質汚濁の状況変化は極めて緩やかであると評価した。また、各種調査結果から、給油所跡地中央部から被申請人ら所有地にかけて、土壌及び地下水のベンゼン汚染が連続していると認めた。

その上で、裁定委員会は、本件各土地の汚染はいずれもガソリンを主体とするものであるところ、本件各土地周辺で、給油所跡地以外にガソリンを取り扱っていた土地、施設等は確認されていないと認めた。石油会社は、被申請人Aの所有地で軽油成分等が検出されたことから、給油所跡地以外に汚染原因があるとの主張をしたが、裁定委員会は、軽油成分等が検出されたのは2地点に過ぎず、微量であることから、土壌中の腐植成分を検出した可能性その他の原因が考えられ、その検出量、検出地点に照らせば、広範囲に土壌汚染又は水質汚濁を発生させる原因となるような汚染源の存在をうかがわせるものとはいえないとして、この主張を排斥した。

結論として、裁定委員会は、本件汚染が、給油所跡地中央部を中心とするガソリンの漏洩によって生じたものと推認されるところ、本件各土地の性状、汚染状況及び想定されるガソリンの移流拡散の機序等に照らしても、かかる推認を覆すに足りる事情は認められないと判断し、本件申請を棄却するとの裁定をしたものである。

Ⅷ 文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件（平成22年（セ）第5号）

1 事件の概要

平成22年7月23日、東京都文京区の住民2人（同一世帯）から、建物解体会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が行ったマンション解体工事の際に発生した騒音、振

動及び粉じんにより、申請人らは、突発性難聴の発症等の健康被害、申請人ら宅建物の損傷等を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金 261 万 6566 円の支払を求めるものである。

2 事件処理の経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。また、振動等による心身や構造物への影響に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任した。

裁定委員会においては、4 回の審問期日を開催するとともに、専門委員立会いの下での現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成 23 年 12 月 20 日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

3 事件処理の結果

(1) 本件の争点は、①振動により申請人らの建物に被害が生じたか、②騒音、振動及び粉じんにより建物の損傷以外の被害が生じたか、③騒音、振動及び粉じんによって生じた申請人らの被害が受忍限度を超えるか、④申請人らに生じた損害額の 4 点であったが、工事期間中に測定が行われたのは振動のみであったことなどから、振動を中心に検討が行われた。

(2) 振動により申請人らの建物に被害が生じたか（因果関係が認められるか）という点に関し、申請人らは、被申請人が家屋調査会社に依頼して、工事の事前と事後に、工事現場の近隣住宅について行った家屋調査の事後調査報告書において、振動との因果関係が認められる損傷箇所「発生」と記載されていることなどを理由に、振動と建物被害との間に因果関係が認められると主張した。

一方、被申請人は、①家屋調査報告書は、事前調査で確認した箇所を事後調査において再調査し、その変化の有無を確認した上、工事に伴う振動との因果関係の有無を検討して、施工業者と近隣住民との間の話し合いの基礎とするものだが、事後調査報告書で「発生」と記載された箇所は、全て事後調査時の申請人のクレームに基づき、追加的に写真撮影されたものである、②建物が築後 18 年を経過しており全て経年劣化によるものである、といった点を理由に、因果関係は認められないと主張した。

以上のような当事者双方の主張を踏まえ、裁定委員会では、専門委員立会いの下現地調査を行い、建物の損傷箇所を調査・確認した上で、事後調査報告書の記載内容等についての専門委員の見解を職権により証拠として採用した。その見解は次のとおりであった。

- ・本件振動の敷地境界における振動測定の結果は規制基準を超えていないが、規制基準は、「人体の全身振動感覚」を根拠として規定されており、建物被害を対象としたものではない一方で、建物被害は瞬時の強い振動の影響を受けると考えられる。
- ・敷地境界における振動測定の結果から推定される、建物に伝搬していた可能性がある振動は、木質性住宅内に振動が伝搬する際には共振増幅することが考えられることも考慮すると、通常の木造住宅であれば、天井から床面まで亀裂が生じるなどの大きな被害が発生することも考えられる振動レベルであることから、本件振動によって、建物に局所的な被害が及んだとしても不思議でない。
- ・現地調査により建物の損傷箇所を調査・確認したが、事後調査報告書に記載されている判断を覆すほどの事実は認められず、「発生」と記載された損傷箇所については、本件振動によって

生じた損傷であることを否定できない。

以上の点に加え、家屋調査を担当した者の陳述等を踏まえ、裁定委員会は、振動と建物被害の一部について、因果関係を認めることが相当と判断した。

なお、経年劣化が建物の損傷に影響を及ぼしている可能性は否定できないが、その寄与した点については、損害額の算定に当たって考慮すべきであるとしても、振動との因果関係を否定する理由にはならないと判断した。

- (3) 上記(2)のほか、申請人らは振動によって精神的苦痛を受け、かつ、敷地境界における振動測定結果が規制基準を上回るものでなかったとしても、体感できる程度の振動が継続的に発生し、かつ、専門委員が指摘するような相当激しい振動が工事期間中度々生じていたと推認することができることなどを踏まえ、受忍限度を超えるものであったと認めるのが相当と判断した。

その上で、建物の損害額につき、振動が建物の損傷の及ぼした割合について、経年劣化の点に加え、工事の内容・期間、生じた振動の程度、要補修箇所の内容・性質、修繕費用の見積書等の内容を踏まえて3割と認定し、これに慰謝料額各10万円を加えた54万8498円につき、申請を認容することとした。

IX 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件（平成23年(ゲ)第1号事件、平成24年(調)第8号事件）

1 事件の概要

平成23年2月4日、沖縄県宮古島市の住民1名と同人が経営するエコツアー企画運営会社1社から、宮古島市を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は、被申請人が平成22年に起工した海中公園の建設工事に伴い、周辺海域において申請人らが保全活動を行っているサンゴがへい死したところ、申請人住民が、工事を監視するために水中調査を行うなど、経済的、精神的、健康的負担を強いられ、申請人会社が、企画したエコツアーの中止を余儀なくされたのは、被申請人が工事関連法令を遵守しなかったこと等のため工事現場から赤土等を流出させた水質汚濁によるものである、との原因裁定を求めるものである。

2 事件処理の経過

本事件は、沖縄県公害審査会に調停が申立てられた後に、公害等調整委員会に原因裁定の申請が行われたものである。このため、公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けた。また工事の影響の判断等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1名を選任した。

裁定委員会では、事務局による現地調査を行い、サンゴの被害状況を把握し、その上で、職権調査によるサンゴ類生息状況等調査を実施した。その結果をまとめ、これに基づき専門委員の意見書が作成された。専門委員の意見書には職権調査の結果を踏まえ、サンゴの被度の激減や消滅の原因と併せて、当該海域におけるサンゴの育成対策を含む今後の対応方策についても記述がなされている。

これらと並行して平成 24 年 5 月に第 1 回審問期日（那覇市）を開催し、主張の整理、話し合いによる解決についての意見を聴取し、更にその後も専門委員の意見書も踏まえて当事者双方と調整を重ねた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 24 年 12 月 3 日、公害紛争処理法第 42 条の 33 及び第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付した（平成 24 年（調）第 8 号事件）。

被申請人である宮古島市において同年 12 月 10 日に調停について市議会での了承が得られたこともあり、同年 12 月 17 日、第 1 回調停期日（那覇市）において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

3 事件処理の結果

調停条項においては、当事者双方は、海中公園周辺のサンゴの被害の原因等について、専門委員の意見書の内容を適正かつ妥当な意見であるとして確認・了解しており、被申請人は今後行う公共事業において、海洋の水質汚濁を防止し、サンゴ礁等の自然環境を保全するため、汚濁防止幕の破損や汚濁防止幕の設置区域外への濁水の流出・拡散等が発生することのないよう、工事の計画及び施行等に最善を尽くすこと等を申請人らに約束している。また、被申請人はサンゴの移植・移設・再生等及びオニヒトデの駆除活動等を実施し、その実施にあたって日本サンゴ礁学会の専門家等で構成される公開の「専門委員会」を設置することとなっている。同条項では、この委員会には公害等調整委員会事務局及び申請人がオブザーバーとして参画できることとされている。

被申請人は、この委員会として「宮古島市海中公園環境整備専門委員会」を平成 25 年に設立した。同委員会の委員長には、本事件において当委員会の専門委員を務めた専門家が就任している。設立以来、同委員会はほぼ年 1 回の頻度で開催されており、公害等調整委員会では、事務局職員がこの専門委員会に毎回オブザーバー出席し、調停に基づく措置の進捗状況を確認している。また公害等調整委員会は毎年、調停条項の履行状況について宮古島市に報告の提出を求めている。

調停成立以降に被申請人により講じられた措置等により被害が発生した海域のサンゴは徐々に回復してきているが、自然要因によるサンゴの減少も発生しており、令和 4 年 3 月の段階では被害発生前の状態にまでは回復していない。

X 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件（平成 23 年（ケ）第 2 号事件外 2 件）

1 事件の概要

平成 23 年 3 月 1 日、大阪府、奈良県及び京都府の住民 51 人（うち 48 人は大阪府寝屋川市東部に居住している者、また 3 人はかつて同地域に居住していた者）から、リサイクルプラスチックからパレット等を製造する廃プラスチック処理会社及び同社と道路を挟んで隣接する、ペットボトル及び廃プラスチックを受け入れて貯留し、これを選別・圧縮・梱包・保管し、特定事業者又は指定法人に引き渡す業務を行う北河内 4 市（枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市）リサイクル施設組合を相手

方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は、申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経性の機能障害などを中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラ処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、平成24年1月25日、寝屋川市の住民11人から、同年12月26日、同市の住民11人から、それぞれ同内容の原因裁定を求める申請があり、それぞれ同年2月6日及び平成25年1月15日に、これらを併合して手続を進めることを決定した。

なお、本件に関しては、申請人の一部が、平成17年8月3日、大阪地方裁判所に対し、本件各施設から排出される有毒化学物質により健康被害を受けている又は受ける蓋然性があるとして、人格権に基づき、被申請人らを被告とする本件各施設の建設・操業差止め訴訟（以下「別件民事訴訟」という。）を提起した。

大阪地方裁判所は、平成20年9月18日、本件各施設の操業に伴って一定の化学物質が発生していることは認められるが、①本件各施設から人の健康に影響を及ぼす程度の有害化学物質が排出されていること、②上記申請人らが本件各施設に由来する有害化学物質に曝露していること、③上記申請人らが主張する皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害などの健康被害が本件各施設に由来する化学物質によることを認めるに足りる証拠がないなどとして、上記申請人らの請求を棄却した（第1審判決）。

また、第2審の大阪高等裁判所は、平成23年1月25日、控訴を棄却した。

2 事件処理の経過

本件裁定申請の争点は、一つは本件裁定申請の適法性、もう一つは本件各施設から排出される化学物質と申請人らの健康被害との間の因果関係の存否であった。

前者について、被申請人らは、本件裁定申請は、確定判決に対する不服を公害紛争処理制度において申し立てるものにはかならず、そのような不服申し立ては、民事訴訟制度の規律を無視し、手続選択を誤るものである上、判定の確定により終局した紛争を不当に蒸し返すものであって、紛争処理制度を乱用する不適法なものである、また、裁定申請時までに寝屋川市東部から既に転居した3人については、当事者適格を有しないと主張した。

後者について、申請人らは、本件各施設ではVOC（揮発性有機化合物）類等の有害化学物質が生成、排出されると主張した。そして、本件地域のような盆地状の土地においては、接地逆転層（地面に接した層の気温が低く、その上空の気温が高いという通常とは逆転した状態）が頻繁に発生し、その場合には一般の大気拡散モデルは適用できず、本件各施設の周辺大気には有害化学物質が滞留することになり、申請人らに健康被害を及ぼしていると主張した。

公害等調整委員会は、申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。また、廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質と健康被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員を3名選任した。裁定委員会においては、7回の審問期日を開催するとともに、気象条件と本件各施設から排出される化学物質の濃度の関係などを総合的に考慮し、本件各施設から排出される化学物質が申請人らの居住する地域に健康に影響しうるほどの濃度で到達しているのかを検討するため、気象観測調査とVOC等分析調査を同一の調査期間中に実施した。

気象観測調査（25年1月19日から26日に実施）では接地逆転層の出現時間帯を特定し、また化学物質が申請人らの居住する方向に移流したと考えられる時間帯を特定した。VOC等分析調査（同月20日から26日に実施）では、定量分析、定性分析及び簡易測定器によるモニタリング等を行った。

3 事件処理の結果

本件裁定申請の適法性について、裁定委員会は、本件事案の内容に鑑みると、裁定委員会において職権調査により別件民事訴訟とは異なる観点からの事案解明が可能であると考えられた上、原因裁定では通知や意見の申出制度を通じて公害行政に反映させることも予定されており、申請人にもその限度で紛争解決を求める利益がなお存在するといえるから、本件裁定申請が不適法であるとまではいえず、被申請人らの主張は採用できないとした。また、既に転居した3人についても、居住時に健康被害を受けたというその主張内容からすれば、当事者適格は認められるとした。

一方、本件各施設から排出される化学物質と申請人らの健康被害との間の因果関係の存否については、裁定委員会は、各施設の調査実施地点では住宅地と比較して高い濃度の化学物質が検出されているが、敷地境界付近において、既に大気中で十分に拡散・希釈されていることが推認され、それ以外には、各施設及び住宅地では、環境基準値等の定めのある化学物質は、同基準等を大きく下回っており、また、定量分析、定性分析の結果は、比較対照と同程度であることから、本件各施設から、特徴的な科学物質が排出されているデータが確認されるものの、これによって周辺の一般環境大気に何らかの影響が及んでいると推測するに足りるだけのデータは取得されていないものといわざるを得ないとした。

また、接地逆転層の発現状況や風の状態といった気象条件が異なる日を比較しても、有意な差は見られず、接地逆転層の発現状況にかかわらず、大気中で十分拡散・希釈されているとした。

そして、以上によれば、本件気象観測調査及び本件VOC等分析調査の結果からは、本件各施設から排出される化学物質は、付近住民に対して健康被害を発生させるほどの濃度で到達しているとは認められないとした。

これらの検討により、平成26年11月19日、裁定委員会は本件裁定申請を棄却した。

XI 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件（平成23年（ケ）第4号事件）

1 事件の概要

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品製造会社から、畜産会社3社（Y1、Y2、Y3）及び畜産事業者1人（Y4）を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は、申請人の所有する井戸について、平成17年2月23日以降に検出された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による水質汚濁並びに平成12年に検出された大腸菌群による水質汚濁の原因は、被申請人らが養豚場等から排出したし尿並びにY1、Y2及びY4が任意組合のし尿処理施設A（Y1が同施設の維持管理を行っている。）において処理したし尿である、との原因裁定を求めるものである。なお、本申請内容は、加害行為の明確化の観点から、第2回審問期日において変更後の内容で

ある。

2 事件処理の経過

公害等調整委員会は本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。また、地下水汚染（特に硝酸性窒素による汚染）に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1名を選任した。

裁定委員会においては、平成23年9月7日から9日にかけて事務局及び専門委員による現地調査を行った。平成24年3月には現地での第1回審問期日の開催とともに裁定委員会による現地調査も実施した。並行して、同年1月から3月にかけて、現地の水文地質構造等を明らかにするためのボーリング調査等を、平成25年1月から3月にかけて、現地の水文地質構造と被申請人らの畜産施設との関係を明らかにするための水質等調査を職権で実施した。この調査結果については、同年7月に、現地において当事者向け説明会を裁定委員会により開催した。

裁定委員会は、当事者からの主張立証を検証し、職権調査等の結果を受けた専門委員の意見書の提出を受けるなどして、平成26年10月に第2回審問期日を現地で行い、審理を終結した。

3 事件処理の結果

裁定委員会は、平成27年2月10日、本件申請について一部認容の裁定を行い、本事件は終結した。

裁定書では、2回の職権調査結果及びそれに基づく専門委員の意見書等を踏まえて、A付近から申請人井戸までの地下水が同一水脈に由来するものと推認されること、A付近の地下水の硝酸性窒素による汚染の原因が家畜糞尿であると推認されること、Aにおいてし尿の不適切な処理が行われていたと認められること、Y1、Y2及びY4は、Aにし尿を持ち込んでいた主要な業者と推認できることなどを理由として、申請人の所有する井戸について、平成17年2月23日以降に検出された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による水質汚濁は、平成12年3月頃からAにおいて処理水の蒸発散処理をやめるまでの間、Y1、Y2又はY4がAに持ち込んだし尿の処理を原因とするものと認められるとした。

一方で、Aでの処理以外の各し尿排出行為・し尿処理行為については、いずれも本件井戸における硝酸性窒素等による水質汚濁を引き起こしたと認めるに足りる証拠はない、また、大腸菌群による水質汚濁についても、因果関係を認めることはできないとした。

XII 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件（平成23年（ゲ）第5号事件）

1 事件の概要

本事件は、平成23年6月16日、大阪府高槻市の住民2名（家族、X1、X2）から、不動産会社1社及び賃貸住宅所有者1名を相手方（被申請人）として、申請人らが両側感音難聴を発症したほか、不眠症、長期間の睡眠妨害による精神的・肉体的苦痛を受けたのは、賃貸住宅に設置された、被申請人らの管理・所有するエアコン室外機12台（以下「本件室外機」という。）から発生する騒音及び低周波音によるものであるとして、その旨の原因裁定を求めた事案である。

2 事件処理の経過

本事件は、大阪府公害審査会に調停が申し立てられた後に、公害等調整委員会に原因裁定の申請が行われた事例である。このため、公害等調整委員会は本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、大阪府公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設けた。また、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1名を選任した。

裁定委員会においては、2回の現地審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、測定業者による委託調査、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年1月28日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

3 事件処理の結果

本事件では、申請人X1の両耳の感音難聴及び申請人らの受けている睡眠妨害による肉体的・精神的苦痛（疲労を含む。）の一因は、本件室外機の全部又は一部から発生する騒音（低周波音は含まない。）であると認められるとして、本件申請を一部認容した。その理由は次のとおりである。

本件室外機（3階建て賃貸住宅、各階4台で合計12台）は、申請人宅側にある賃貸住宅バルコニーに設置されていた。裁定委員会は、業者に調査を委託して、敷地境界付近及び申請人宅において、騒音・低周波音の測定をさせた（以下「本件調査」という。）。

本件調査は、本件室外機を任意に稼働・停止させる方法で騒音・低周波音の測定を行うとともに、申請人らによる体感調査を実施した。本件調査の結果、一部の時間帯で本件室外機の稼働に起因すると考えられる定常音の音圧レベルの変化が、申請人宅の内外で同調していることが確認された。また、体感調査では、X2については、騒音レベルの変動と不快感の度合いとの間に対応関係が見られ、X1については、騒音レベルの変動と不快感の度合いとの間に対応関係は必ずしも明確ではなかった。

裁定委員会は、本件調査の結果から、申請人らの健康被害の原因が、本件室外機から発生する低周波音にあるとは認められないと判断した。

裁定委員会は、X1について、本件調査では室外機3台以上の同時稼働が確認できなかったなどの制約があった中でも稼働音が申請人宅内に可聴音として伝搬すること、体感調査では対応の可能性が肯定されたこと、本件室外機の他に定常音を伝搬させる音源がなく、X1が、不快感の原因が本件室外機の音にあることを聴覚等で繰り返し確認していることを考慮し、不快を感じる音と本件室外機から発生する騒音は一部で対応していると認めた。その上で、X1がこの種の定常騒音に特に敏感であることが推認されることから、睡眠妨害と本件室外機の稼働音との間の事実的因果関係自体は認めるのが相当であると判断した。また、感音難聴はストレス性のものがあるところ、X1が本件室外機の稼働音によって相当程度のストレスを受けているとうかがわれること、その症状が耳鳴りを伴い、難聴の程度が若干進行するなど、本件建物建築以降、変化していること等を考慮し、X1の感音難聴の原因はストレス性のものと推認され、かつ、本件室外機の稼働音はそのストレス誘因の一つとして位置づけるのが妥当であり、X1の環境音に対する極めて敏感な資質が背景にあることが推認されるが、本件室外機がストレス誘因の一つとなったという意味において、X1の感音難聴と本件室外機の稼働音との間には事実的因果関係があると判断した。

他方、裁定委員会は、X2について、騒音レベルの変動と不快感の度合いとの間に対応関係が見ら

れたこと、本件建物建築後の平成21年10月頃、就寝中に聞こえてきた稼働音で覚醒し、それ以降、本件室外機が多く稼働する毎冬の夜は寝付けない状況が続いている旨述べていることなどから、不快を感じる音と本件室外機の稼働音とは対応していると認めた。しかし、X2の睡眠問題が不眠症の実態を備えているとは認めず、本件室外機の稼働音が一因となって睡眠妨害を受け、それによって肉体的・精神的苦痛を受けているという程度で、事実的因果関係が認められると判断した。

4 裁定書における付言及びその後の経過

本件事件の審理の間、大阪府公害審査会の調停手続は中断された。本事件では、裁定後に大阪府公害審査会における調停手続が續行される見込みであったから、裁定委員会は、裁定書において、上記の因果関係の判断に係る記載に續いて、本事件における騒音対策の例を示し、また、因果関係が認められることと被申請人らに法的責任が認められることは同義ではないことを説示した上で、当事者双方において、現実的な議論と互譲を重ねることが肝要と考える旨付言した。

なお、裁定後、当事者双方は、大阪府公害審査会の調停手続において協議を續け、その際、前記付言なども考慮されたものと思われるが、調停は成立しなかったようである。

XIII 湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件（平成25年（ケ）第12号事件、平成28年（調）第9号事件）

1 事件の概要

本事件は、平成25年7月17日、滋賀県湖南省在住の陸運会社（申請人）が、鑄鉄等加工会社を相手方として、申請人所有の倉庫の屋根、ひさし及びテント等に錆が生じたり穴があいたりする等の被害が生じたのは、被申請人の工場から飛散した鉄粉が原因であるとして、原因裁定を求めた事案である。

2 事件処理の経過及び結果

本事件に関しては、本件申請時点で、申請人（原告）が被申請人（被告）に対して提起した、倉庫の改修費用等に係る損害賠償請求訴訟が天津地方裁判所に係属していたが、本件申請後、同民事訴訟の手続は中断された。

公害等調整委員会は、本件申請受付後直ちに裁定委員会を設けた。また、被申請人の工場から飛散したものと倉庫の屋根等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2名を選任した。

裁定委員会においては、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施の上、平成26年に鉄粉成分分析に係る委託調査、平成27年に金属片の断面分析に係る委託調査を実施した。

裁定委員会は、上記手続を進めた結果、本事件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年7月25日の第3回審問期日（京都市で開催）において、公害紛争処理法第42条の33及び第42条の24第1項の規定により本事件を職権で調停に付し（平成28年（調）第9号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日開催された第1回調停期日において、裁定委員会が調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立した。それにより、本件申請は取下げられた

ものとみなされ、本事件は終結した。

XIV 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件（平成28年（ケ）第1号事件）

1 事件の概要

平成28年5月24日、東京都墨田区の金属加工会社及び同社の代表取締役である個人1人から、Y1株式会社及びY2株式会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

本件申請は、申請人が所有する土地及び建物（木造2階建て、1階は申請人会社の作業場で各種の機械等を設置、2階は居住スペース）に生じた不同沈下は、被申請人らが行った本件工事現場に従前存在したマンションの解体及び新築マンションの建築の工事によるものである、との原因裁定を求めるといふものである。

2 事件処理の経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。また、ビル解体工事における残存杭の撤去等の工事内容と不同沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任した。

裁定委員会においては、5回の審問期日を開催するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた。

3 事件処理の結果

手続を進めた結果、平成31年3月27日、申請人らの裁定申請は、基礎撤去工事、基礎杭撤去工事並びに基礎杭の杭打ち工事と建物の沈下に因果関係があると認められるので認容、その余は理由がないから棄却とし、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

裁定の概要は次のとおり。

○主文

(1) 別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物に生じた別紙被害目録記載の各南側への沈下は、Y1による同物件目録記載3の建物の解体工事のうち平成25年12月頃から平成26年4月頃までの間の同建物北側の基礎撤去工事及び同建物の基礎杭撤去工事並びに同目録記載4の建物の建築工事のうち同年4月頃から同年5月頃までの間の同建物の基礎杭の杭打ち工事によるものであると認められる。

(2) 別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物に生じた別紙被害目録記載の各南側への沈下は、Y2による同物件目録記載3の建物の解体工事のうち平成25年12月頃から平成26年2月頃までの間の同建物北側の基礎撤去工事及び同建物の基礎杭撤去工事によるものであると認められる。

別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物に生じた別紙被害目録記載の各南側への沈下は、同物件目録記載3の建物の解体工事のうち、Y1は平成25年12月から平成26年2月頃まで、

Y2については平成25年12月から平成26年2月頃までの間、同建物の基礎杭撤去工事によるもの、Y1についてはそれに加えて同目録記載4の建物の建築工事のうち同年4月頃から同年5月頃までの間の同建物の基礎杭の杭打ち工事によるものであると認められる。

(別紙物件目録1～4、別紙被害目録は省略)

- (3) 申請人らのその余の裁定申請（(1)(2)以外の解体工事、及びマンション建築工事に関する部分）を棄却する。

XV 川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件（平成29年（セ）第4号事件、平成29年（調）第4号事件）

1 事件の概要

平成29年3月13日、川崎市内の住人2名（同一世帯。以下X1、X2という。）から、幼稚園を経営する学校法人を被申請人として、責任裁定を求める申請があった。申請の内容は以下のとおりである。

申請人X1は昭和39年2月からの9年間及び平成26年以降、X2は昭和39年2月から現住所に居住している。被申請人は、昭和42年に申請人ら宅の東側に幼稚園を設立し、現在に至るまで事業を続けている。

申請人らは、本件幼稚園設立以来、平日8時台から17時過ぎまで出し続けられる人声、楽器、機械音などの騒音により、平穏な生活を妨げられ、窓を開けられない生活を強いられるなど、長年にわたり精神的苦痛を受けている。X1は、平成27年6月に川崎市に対し騒音苦情を申し立て、同市から被申請人に対して騒音対策をするよう10回以上の指導を行ったが、被申請人は何ら対策を講じなかった。同年11月にはX1が騒音測定を行ったところ、地域の騒音規制基準50dBを超過する騒音を確認されたため、平成28年1月に同市のあっせんにより被申請人との話し合いを行い、騒音対策を求めた。

話し合い後、被申請人は簡単な騒音対策を講じたが、騒音低減がほとんど認められないと判断し、申請人らは、平成28年2月には神奈川県公害審査会へ調停を申請したが、同年10月の第4回期日で不成立となり、その後も騒音が低減しないため、賠償金の支払いを求めて本件申請をするに至った。

2 事件処理の経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。裁定委員会においては、3回の審問期日を開催し、当事者に対する証拠調べを行った。

両当事者の主な主張として、申請人からは、設立当初も苦情を申し立てたが平成28年まで対策がなかった、保育時間の延長、園児数の増加に伴う騒音に対する対策が講じられなかった、平成28年の市を含む三者での話し合いでは、保育中の窓閉めその他の対策で騒音基準値以下を要望したが、約束された建屋（体育館）の窓閉鎖は一階のみであり、依然として規制基準値（50dB）を超えているという主張がなされた。

これに対して、被申請人からは、設立当初の苦情は不知である、保育時間は必ずしも増加している

わけではない、また、窓閉めを励行するなど近隣に配慮してきており、平成 28 年 3 月以降騒音対策工事を行った、市の担当者から「園児の声は数値規制の対象外。ピアノや太鼓は対象になる。」と言われた、建屋（体育館）の二階の窓のある部屋は物置であり、よって閉鎖していない、音は 50dB を超えていないという主張がなされた。

一方、裁定委員会では、裁定を求める事項を判断するために、並行して専門家ヒアリングと事実調査を実施した。専門家ヒアリングでは、①幼稚園・保育園に係る苦情についての一般的な傾向や実例、②幼稚園・保育園の対応、③地方公共団体の対応、④騒音の評価等、についてヒアリングを行った。事実調査では、①申請人宅、被申請人敷地内及びそれらの周辺、②申請人宅の間取り、部屋の状況、敷地境界付近の状況、③被申請人敷地内全体・各部屋の状況、庭・敷地境界付近の状況、について明らかにすべく調査を行った。

こうした中、裁定委員会が当事者双方に対し連絡を行う中で、申請人の意向としては、金銭賠償よりも騒音対策を希望するという、被申請人の意向としては、今後予定している園舎建て替えに際し可能な対策を実施することも検討しており、園舎建て替えまでは現状を前提に対策を検討することがわかった。

3 事件処理の結果

このため、裁定委員会は、平成 29 年 12 月 8 日の第 3 回審問期日において、公害紛争処理法第 42 条の 33 及び第 42 条の 24 第 1 項の規定により本件を職権で調停に付し（平成 29 年（調）第 4 号事件）、同日の第 1 回調停期日において調停条項案を当事者双方に提示した。

調停条項案の内容は、①被申請人は平成 30 年 1 月 31 日までに、指定された窓を閉鎖するとともに、指定箇所に防音シートを設置すること、②被申請人は指定された部屋の使用時に、扉を閉めること、③被申請人は平成 30 年 4 月頃から平成 32 年 3 月頃までの間に予定されている施設の建て替えに際して、近隣への騒音防止に十分配慮した設計を行うこととし、特に申請人らへの騒音（園庭からの騒音を含む。）に配慮すること、等であった。

申請人、被申請人双方がこれを承諾したため、調停が成立した。

本件は、裁定を求めて申請された事件が職権により調停に付されて調停成立に至った事件である。本件のような近隣関係にある当事者の騒音等をめぐる問題は、当事者は裁定後もその場所で生活・活動するものであり、公害等調整委員会としても柔軟かつ円満な解決を目指したいと考えており、本件は職権調停制度の趣旨が生かされた実例と言えよう。

[原因裁定嘱託事件]

XVI 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件（平成 16 年（ケ）第 3 号）

1 事件の概要

出し平ダムは、関西電力が昭和 60 年に黒部川に完成させた我が国で初めての排砂式ダムであり、平成 3 年 12 月から平成 19 年 7 月までに 15 回の排砂を実施してきた。平成 14 年 12 月、黒部川河口に

東の沿岸海域で主に刺し網漁を営んできた漁業者 13 名と同海域でワカメ養殖を行っていた栽培組合（原告ら）は、排砂により同海域のヒラメ等の魚類や海藻の生育環境が悪化したために漁獲量が減少したと主張して、排砂の差止め及び損害賠償を求める訴訟を富山地方裁判所に提起した。

本件は、この事件の受訴裁判所から公害等調整委員会に対して、当該訴訟の因果関係に係る争点について公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項に基づき原因裁定が囑託され、公害等調整委員会が平成 16 年 8 月 4 日付けでこれを受け付けたものであり、公害等調整委員会の創設以来、初めて受訴裁判所から原因裁定の囑託があった事件である。

囑託の趣旨は「原告らが黒部川河口以東の海域において営んできた刺し網漁業及びワカメ栽培業による漁獲量が平成 4 年以降継続的に減少しているのは、被告が、平成 3 年 12 月から継続して出し平ダムのダム底に堆積した土砂を黒部川に排砂したことにより、これが、黒部川のみならず、上記海域に拡散、堆積し、魚類や海藻類の生育環境を破壊したことによるものであるかどうか」というものであった。

2 事件処理の経過及び結果

公害等調整委員会は、囑託を受けて直ちに裁定委員会を設け、その後、ダム排砂と漁業被害に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 3 名を選任した。裁定委員会は、14 回の審問期日を開催して審理を進め、平成 18 年 5 月には当事者や参考人ら 7 名の人証調べを行ったほか、同年 7 月には裁定委員及び専門委員による現地調査、同年 8 月から 9 月にかけて現地で潜水により底質の採取分析等の職権調査を実施した。これらの調査結果により、専門委員らの科学的な分析に基づく報告書が提出された。審理は同年 12 月 21 日の第 14 回審問期日をもって終結し、平成 19 年 3 月 28 日に裁定を行った。また、同日付で、公害等調整委員会の加藤委員長名で、談話を発表した（別記）。

3 裁定の概要

<主文>

- (1) 原告(ワカメの栽培組合)の行ってきたワカメ養殖の収穫が平成 4 年以降不振となったのは、被告が平成 3 年 12 月から実施している出し平ダムの排砂がワカメの生育環境を悪化させたことによるものと認められる。
- (2) 原告(ワカメの栽培組合)を除くその余の原告らの行ってきた刺し網漁業の漁獲量の変動が上記の出し平ダムの排砂の影響によるものとは認められない。

<理由>

【原告らの主張の概要】

- (1) ダム湖底でスメクタイト（排物の一種である微細な粘土類）が沈殿・堆積し、排砂による一斉大量排出により本件海域に到達すると、海底に沈殿して、海底の固化(ヒラメの潜砂行動や底生生物の生息を阻害する)を生じさせたり、浮遊、舞い上がりによって魚類のえらをつまらせたりする。
- (2) ダム湖に流入した落葉等の有機物は、ダム湖底などで半分解状態となり、これが排砂によって一斉かつ大量に河口周辺の本件海域に運ばれた上、その海底に多量に堆積し、硫酸還元菌により嫌氣的に分解されて、硫化水素、硫化物等が生成され、海底ないし海底直上水を貧酸素状

態にする。

- (3) 排砂によって海底の泥質化が進み、海藻類の生育を阻害し、底生生物の生育環境を悪化させるなどして、魚類の生息環境を悪化させている。
- (4) 以上のメカニズムによって、原告らの漁獲量が減少し、養殖ワカメの不作も生じている（ワカメ養殖は平成10年に廃止を余儀なくされた。）。

【被告の主張の概要】

排砂の海域への影響は、自然な出水の場合と特に異なるものではない。

【裁定理由の要旨】

- (1) スメクタイトが数年単位の短期間で生成されるためには、高温と強アルカリ性の存在が条件となるが、ダム湖底は温度が20℃に達するかどうかである上、pH値も中性であるため、有意な量のスメクタイトが生成されると認めることはできない。
海底の状況に関するビデオ映像や当委員会の実施した調査等を見ても、ヒラメの潜砂行動や底生生物の生息を阻害するような海底の固化が生じているとは認められない。スメクタイトなどの微細な粘土類は、魚類のえらをつまらせることで有害であるが、ダムのない場合の自然な出水と比べて排砂の成分がこの点で特に有害であるとは認められない。
- (2) 半分解状態の有機物がダムのない状態より多量に海底に堆積するとしても、その嫌氣的分解は急激には進まず、また、本件海域は閉鎖的海域でもないことから、海底又は海底直上水に貧酸素状態が生じるとは考えにくい。過去に行われた多数の調査(公害等調整委員会の実施した調査を含む)の結果を見ても、溶存酸素量、酸化還元電位(環境が酸化的であるか還元的であるかを示す指標)の値、或いは硫化物量のデータは、いずれも貧酸素状態の発生を窺わせるものではない。
- (3) 排砂に特有の半分解状態の有機物(黒色濁水の成分)は、排砂時に一緒に流下する粘土粒子を海域で凝集結合させた上、沈殿しやすくさせて本件海域の泥質化を促進し、もともと砂質である本件海域の浅海域(水深およそ20m以浅)に浮泥やぬかるみ状の泥の堆積を生じさせる(ただ、このような泥の堆積は、冬期の波浪などで概ね消失する。)。浅海域以外の本件海域では、排砂が行われる前から泥質が優勢であり、排砂によって特に泥質化した場所があるとは認められない。
- (4) 上記のような浅海域の季節的泥質化は、底生生物や海藻類への影響などを通じて魚類に影響を及ぼしている可能性はあるが、これを認めるに足りる証拠はない。
- (5) 漁獲統計から見ると、平成14年以降、横山・朝日の各海域でヒラメの不漁が続いているが、初回排砂以降平成14年までに10年余が経過していること、飯野・吉原の各海域より黒部川河口から遠く、排砂の影響がより顕著に生じるとは考えにくいことに照らして、排砂との因果関係を認めることはできない。他の魚種については、本件海域に特異的な不漁が生じていることを認め得る証拠がない。
- (6) 養殖ワカメは、排砂が行われるようになってから、収穫量の減少や品質の低下が続くようになったこと、それが泥の浮遊や付着に起因するものと見て矛盾がないこと、その泥の起源として、浅海域に堆積した浮泥やぬかるみ状の泥が冬期(ワカメの成長期)の波浪で巻き上がったことが考えられ、他に泥の起源を考えにくいことから、養殖ワカメの収穫の不振は、排砂に起

因するものと認めることができる。

4 富山地方裁判所における判決

富山地方裁判所は、平成20年11月26日、「公害等調整委員会に対する原因裁定嘱託の結果」を証拠として、ワカメ養殖業者の求めた損害賠償を認容し、その余の請求を棄却した（判例時報2031号101頁掲載）。

<判決主文>

- 1 被告は、原告栽培組合に対し、2728万1294円を支払え。
- 2 原告栽培組合のその余の請求及びその余の原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告栽培組合に生じた費用の3分の2と被告に生じた費用の50分の1を被告の負担とし、原告栽培組合に生じたその余の費用と被告に生じた費用の50分の2を原告栽培組合の負担とし、被告に生じたその余の費用をその余の原告らの負担とし、その余は各自の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

5 名古屋高裁金沢支部における和解

静岡新聞の令和4年3月11日(金)の記事によれば、その後の平成23年、名古屋高裁金沢支部で、漁業者が排砂監視に関与できる仕組みをつくることで和解が成立したとのことである。

(出典) https://www.at-s.com/news/article/special/sakura_ebi/008/660895.html

別記 公害等調整委員会委員長の談話

本件は、公害紛争処理法に基づき、公害訴訟係属中の裁判所から、自然科学上の複雑困難な問題点を含む因果関係の存否という訴訟の主要な争点に関して、この点の認定判断につき専門性・機動性を有する当委員会に対して、原因裁定の嘱託がされた、当委員会の三十数年の歴史の中で最初の事件であります。

この嘱託を受けて、当委員会としては、計画的集中審理に加え、当事者主義を採る民事訴訟では行えない職権調査として、委員・専門委員による現地調査のほか、ダイバーによる底質の調査及び長年この海域で潜水調査を行って来た研究者への各種調査と分析の委嘱を行った上、各学界の権威である専門委員らの高レベルの科学的な因果関係の究明に基づく調査報告も受け、充実した審理を遂げて、比較的短期間で、今回の裁定を下すことができ、受訴裁判所の当委員会に対する信頼に応え得たものと考えております。

今後、本件に関する審理の経過、裁定等についての評価を通じて、原因裁定嘱託制度への理解が深まり、また、規制緩和に伴い増加して行くと思われる司法の負担の軽減と司法制度改革審議会の提言にあるADRの活用の観点から、複雑困難な自然科学上の争点を含む公害事件の迅速・適正な処理を図るため、この嘱託制度の活用が検討されることを期待するものであります。

平成19年3月28日

公害等調整委員会委員長 加藤 和夫

XVII 泉大津市土壤汚染被害原因裁定嘱託事件（平成 25 年（ケ）第 11 号事件）

1 事件の概要

平成 16 年頃に、石油事業会社 Y 1 の土地で油の漏えい事故が発覚し、西側に隣接する石油事業会社 X 所有の土地（本件土地）についても汚染が認められたことから、Y 1 が浄化作業を実施していたところ、平成 19 年 3 月に、石油事業会社 Y 2 の土地でも油の漏えい事故が発覚した（Y 2 の土地は Y 1 の土地の南側に隣接し、西側には本件土地が隣接している。）。

X は、平成 23 年 5 月、両事故によって本件土地の土壤が汚染され、これらの事故は Y 1 及び Y 2 の共同不法行為に当たる旨を主張し、Y 1 及び Y 2 に対して土壤改良工事費用など総額 2 億円の損害賠償を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起した。その後、同年 7 月の第 1 回口頭弁論に続き、計 13 回の弁論準備手続が実施され、本件土地の汚染原因について当事者の主張が概ね出揃った状況となった。

この状況にかんがみ、受訴裁判所より公害等調整委員会に対し、当該訴訟の因果関係に係る争点について公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項に基づき原因裁定が嘱託され、公害等調整委員会が平成 25 年 7 月 2 日付けでこれを受け付けたものである。

嘱託事項は、Y 1 が本件土地に隣接する土地に設置していた送油ポンプからの油の漏えい又は（及び）Y 2 が本件土地に隣接する土地に設置していた油槽所からの油の漏えいと、本件土地の土壤汚染との因果関係の有無であったため、本件裁定ではこの因果関係の存否についてのみ判断を行ったものである。

2 事件処理の経過

嘱託を受けて、公害等調整委員会は直ちに裁定委員会を設け、土壤及び地下水に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 名を選任した。

裁定委員会においては、平成 25 年 12 月に事務局及び専門委員による現地調査を実施し、また、平成 26 年 11 月から翌年 3 月にかけて現地の地下水汚染解析調査を職権により実施するとともに、専門委員の分析に基づく専門委員意見書の提出を受け、平成 28 年 1 月 18 日の第 1 回審問期日をもって審理を終結した。

3 事件処理の結果

裁定委員会は、平成 28 年 4 月 19 日、本件について、本件土地の範囲を区分し、

- ① Y 1 が設置していた軽油タンクと接続する地下埋設配管からの軽油の漏えい及び Y 2 が設置していたタンクからの A 重油の漏えい双方を原因とするもの
- ② Y 1 が設置していた軽油タンクと接続する地下埋設配管からの軽油の漏えいを原因とするもの
- ③ Y 2 が設置していたタンクからの A 重油の漏えいを原因とするもの

として因果関係を認める裁定を行い、本事件は終結した。

裁定書では、まず上記嘱託事項に係る「土壤汚染」について、訴訟における当事者の主張立証を踏まえた嘱託の趣旨をかんがみ、土壤汚染対策法所定の特定有害物質の有無・程度あるいは汚染の除去等の措置を講ずることの要否を問わず、本件土地に軽油や A 重油に起因する油分が含まれている状態

を指しているものと解すこととした。また、いつの時点の本件土地の土壤汚染について原因裁定を求めるものかについて、本件土地に存在する油分の有無及び程度は地下水の流れ等により変化するものであるから、本事件の審問終結時である平成28年1月18日時点の本件土地の土壤汚染の状態について検討した上で、これと上記両事故との間の因果関係の存否について判断を行うこととした。

その上で、当事者より提出された本件土地の土壤汚染状況の調査結果、職権調査結果及び専門委員意見書に基づき、現地の地下水の流れ、各調査時点での本件土地での油分の残存状況等を踏まえて、本件土地にはY1が実施した浄化工事が完了した後もなお土壤汚染が残存していたこと、Y2による漏えいしたA重油が地下水を介して本件土地に流入したことが認められるとした。

さらに、直近の調査（平成23年）においても依然として高い濃度で油分が残存しているといえることから、本件土地において平成23年調査までに確認された土壤汚染は時間の経過とともに地下水の作用により徐々に低減されていく傾向にあるものの、土壤中に存在する油分が地下水の流れによって本件土地から完全に流出するには相当の時間を要するものといえるとした。

以上から、審理終結時点の本件土地の土壤汚染は、①Y1の漏えいが、②Y2による漏えいが、③その双方がそれぞれ原因となって生じているものと認められるとした。

他方、各漏えいの影響の程度について、Y1の漏えいした軽油の総量等が明らかでなく、他に本件土地におけるY1の漏えいによる影響範囲や程度を定量的に評価・判断するに足りる証拠も存在しないことから、各漏えいによる影響の程度を確定することはできないとした。

[義務履行勧告事件]

XVIII 飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件（平成20年（リ）第2号）

1 事件の概要

飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件は、平成8年4月24日、福岡県飯塚市の住民4人がし尿処理場及びそれに隣接する下水道終末処理場を設置管理する被申請人を相手方として、それらの施設から発生する悪臭により、申請人らは、終日窓を閉めた生活を余儀なくされる、外に出ると「つん」と鼻をつき目を刺激して涙が出る、子供たちを外で遊ばせることができない等の生活上の被害を被っているとして、被申請人によるし尿処理場及びそれに隣接する下水道終末処理場の設置管理とこれらの被害との間に因果関係があるとの原因裁定を求めた事件について、職権で調停に付され（平成11年（調）第1号事件）、平成11年7月13日に調停が成立した事件である。

主な調停条項は、公害防止協定の締結と環境保全協議会の設置、臭気測定調査と水質のモニタリング調査の実施と結果の公表等である。

平成20年11月17日、前記調停事件の申請人1人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

2 事件処理の経過及び結果

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確

認するなど、手続を進めた結果、被申出人に対し、公害紛争処理法第43条の2第1項前段に基づき、勧告を求める申出のあった平成11年（調）第1号事件の調停条項のうち公害防止協定（案）に準拠した公害防止協定を締結することについて、義務の履行を勧告し、事件は終結した。

第4章 地方公共団体との関係と地方公共団体における対応状況

第1節 地方公共団体に対する指導等

1 公害紛争処理に関する連絡協議

公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等（以下「審査会等」という。）は、公害紛争処理法によって定められた管轄に従い、それぞれ独立して紛争の処理に当たっているが、紛争の円滑な処理のためには、公害等調整委員会及び審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めることが必要である。

このため、公害等調整委員会は、公害問題について不断の研究を行い、多数の公害紛争の実例を検討、分析するとともに、各種会議の開催、情報・資料の提供を行うことにより、審査会等との連携を図っている。特に、近年、公害紛争の態様が変化・多様化しており、これに対応して、公害紛争の適切な処理を図っていくため、公害紛争処理に関する共通の問題について、公害等調整委員会及び審査会等が積極的に情報・意見の交換を行うなどして、相互の連携の一層の強化に努めている。

(1) 会議の開催

ア 公害紛争処理連絡協議会の開催

公害等調整委員会では、都道府県公害審査会会長等を対象に、公害紛争に関する特定の問題について情報・意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、公害紛争処理連絡協議会を原則として対面で開催している。

同協議会は、昭和46年2月の第1回協議会以来、毎年度開催しており、令和4年5月までに52回開催し、公害等調整委員会及び審査会等に係属した主要な事件等に関する経過説明、公害紛争処理法の解釈及び運用上の問題点等についての意見交換並びに公害問題についての講演などを行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度は書面開催を基本としつつ、10月に試行としてウェブ会議により開催し、令和3年度はウェブ会議により開催した。また、令和4年度は公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウムと同時開催した。

イ 公害紛争処理関係ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等についての情報・意見の交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施に資するため、全国を6ブロック（北海道・東北、関東・甲信越・静岡、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）に分け、ブロックごとに毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催している。

同会議は、昭和45年9月の第1回会議以来、毎年度開催しており、令和元年度までに50回開催している。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度及び令和3年度は開催を中止し、新たに公害紛争処理担当職員の人材育成の一環として、インターネット動画配信に

よる「地方自治体職員向けウェブセミナー」を令和2年度に6回、令和3年度に10回開催した。

(2) 情報・資料の提供

公害等調整委員会及び審査会等における個々の事件の具体的な処理経過、問題となった点等について整理及び分析することは、類似の事件を処理する上で参考となり、また、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。

このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件について、受付及び終結の段階で報告を聴取し、公害等調整委員会の事件と併せて整理及び分析し、審査会等に情報を提供している。

2 公害苦情処理に関する指導等

公害紛争処理法では、公害苦情の処理は地方公共団体の責務とされ、また、公害等調整委員会は、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うこととされている。このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、公害苦情相談員等ブロック会議の開催、地方公共団体に対する情報・資料の提供等を行っている。

(1) 会議の開催

ア 公害苦情相談員等ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、市（原則として人口10万人以上）及び特別区の公害苦情処理担当職員を対象に、公害苦情相談の動向等についての情報交換を行うことにより、公害苦情相談の適切な処理の促進に資するため、全国を6ブロック（ブロックの区分は前記1(1)イと同じ。）に分け、ブロックごとに毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催している。

同会議は、昭和51年10月の第1回会議以来、毎年度開催しており、令和元年度までに44回開催している。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度及び令和3年度は開催を中止し、前記1(1)イと同様にインターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を開催した。

(2) 情報・資料の提供等

ア 情報・資料の提供

公害苦情の相談を担当する職員が苦情を迅速かつ適切に処理する上で、既に解決された具体的事例を参考とすることは極めて有用である。このため、公害等調整委員会では、都道府県の協力を得て、既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、都道府県及び市区町村の担当者に対し、情報・資料を提供している。

イ 公害苦情調査の実施

公害苦情処理事務を円滑に運営する上で、全国の公害苦情の実態を明らかにすることは極めて重要である。

このため、公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の「公害苦情相談窓口」へ寄せら

れた苦情について、その受付状況及び処理状況を統計的に把握し、毎年度、「公害苦情調査」の結果報告書を取りまとめ、公表している。

なお、平成5年度まで、「公害苦情件数調査」と「地方公共団体における公害苦情処理状況」調査を実施していたが、データの精度の向上等を図るため、平成6年度に同調査を一本化し、「公害苦情調査」とした。

第2節 地方公共団体における事件・苦情の処理動向等

1 都道府県公害審査会等における事件の処理状況

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されてから、令和3年度末までに審査会等に係属した公害紛争事件は1,721件である。このうち、終結しているのは1,680件である。

(1) 公害紛争の申請状況

ア 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている（表1参照）。

表1 審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	35	0	35	0	0	37	11	21	4	1	33
25	39	0	39	0	0	30	4	23	2	1	42
26	40	1	39	0	0	42	13	24	5	0	40
27	47	0	47	0	0	43	16	23	3	1	44
28	51	0	51	0	0	56	20	27	8	1	39
29	41	0	41	0	0	43	16	24	2	1	37
30	38	0	38	0	0	43	9	27	7	0	32
令和 元	45	0	45	0	0	34	11	15	8	0	43
2	40	0	40	0	0	38	8	22	8	0	45
3	32	0	32	0	0	36	8	22	5	1	41
計	1,721	37	1,666	4	14	1,680	661	785	199	35	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

イ 都道府県別件数

審査会等の利用状況は、都道府県によってかなり相異があり、制度発足以来の利用件数を都道府県別に見ると、大阪府や東京都のように200件以上の事件を受け付けているところもあるが、11県は10件未満である（表2参照）。

表2 審査会等に係属した事件の都道府県別件数

（単位：件）

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	23	東京都	242	滋賀県	41	香川県	13
青森県	9	神奈川県	88	京都府	66	愛媛県	9
岩手県	4	新潟県	13	大阪府	241	高知県	18
宮城県	24	富山県	12	兵庫県	57	福岡県	29
秋田県	10	石川県	13	奈良県	30	佐賀県	8
山形県	7	福井県	8	和歌山県	23	長崎県	14
福島県	12	山梨県	11	鳥取県	8	熊本県	40
茨城県	13	長野県	44	島根県	15	大分県	10
栃木県	21	岐阜県	20	岡山県	15	宮崎県	7
群馬県	36	静岡県	36	広島県	49	鹿児島県	7
埼玉県	92	愛知県	99	山口県	4	沖縄県	20
千葉県	89	三重県	66	徳島県	5	計	1,721

（注）集計対象期間は、昭和45年11月1日～令和4年3月31日である。

ウ 公害の種類別件数

令和3年度までに審査会等で受け付けた1,721件のうち義務履行勧告を除いた1,707件について、環境基本法第2条第3項に定める公害の種類（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類をいう。）別にみると、騒音に関する事件が最も多く、次いで振動、大気汚染に関する事件が多くなっている（表3参照）。

また、近年、日照障害、眺望障害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型7公害以外の生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

表3 審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)(重複集計)

公害の種類 年度	合計	公 害 の 種 類								1件当 たりの 公害の 種類あ
		重複 集計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
昭和										
45～47	50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48	30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49	24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50	21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51	22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52	25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53	22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54	22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55	27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56	19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57	15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58	26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59	20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60	29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61	23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62	28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63	26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元	36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2	57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3	43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4	51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5	44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6	30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7	39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8	42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9	50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10	39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11	25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12	30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13	30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14	30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15	33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16	40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17	36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18	30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19	42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
20	36	70	7	6	10	24	11	2	10	1.9
21	42	84	11	5	6	35	16	4	7	2.0
22	29	44	0	3	1	23	10	1	6	1.5
23	36	55	8	2	4	27	8	1	5	1.5
24	35	60	7	0	3	24	18	2	6	1.7
25	39	57	4	4	5	26	9	1	8	1.5
26	40	60	3	4	3	23	13	5	9	1.5
27	47	70	8	2	0	36	8	2	14	1.5
28	51	85	15	5	1	39	13	1	11	1.7
29	41	64	9	8	2	28	9	1	7	1.6
30	38	64	7	2	4	28	15	0	8	1.7
令和元	45	68	9	5	6	29	12	2	5	1.5
2	40	71	12	4	1	33	12	0	9	1.8
3	32	46	5	1	1	22	8	0	9	1.4
計	1,707	3,172	561	301	159	1,141	583	83	344	1.9

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

エ 被害の態様

令和3年度までに審査会等で受け付けた1,721件のうち義務履行勧告を除いた1,707件について、申請人が個人であるか法人であるかをみると、個人が1,589件、法人が118件となっている。また、申請人が個人となっているものについて、その人数をみると、10人未満のものが1,139件、10人以上のものが450件となっている（表4参照）。

表4 審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

申請人 年度	合計	個 人							法人
		小 計 (注)	1 人	2 ～ 9 人	10 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 ～ 999人	1,000 人以上	
昭和 45～47	50	44 (16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28 (12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24 (1)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21 (5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20 (2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24 (5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20 (0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22 (1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24 (1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19 (3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15 (2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26 (0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19 (2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28 (2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20 (1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28 (1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25 (0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35 (0)	5	9	9	3	8	1	1
2	57	57 (0)	9	14	15	7	11	1	0
3	43	42 (0)	6	19	5	2	8	2	1
4	51	50 (0)	11	20	6	3	7	3	1
5	44	43 (1)	10	17	9	1	5	1	1
6	30	30 (0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36 (2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41 (0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46 (3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38 (1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22 (2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25 (3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28 (2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27 (2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31 (2)	12	11	3	1	2	2	2
16	40	36 (2)	18	11	5	0	1	1	4
17	36	31 (2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27 (0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33 (1)	15	11	5	0	2	0	9
20	36	33 (2)	12	11	7	1	2	0	3
21	42	38 (2)	20	10	6	2	0	0	4
22	29	28 (1)	16	11	1	0	0	0	1
23	36	29 (0)	15	9	1	2	2	0	7
24	35	32 (3)	19	10	3	0	0	0	3
25	39	35 (2)	23	9	0	2	1	0	4
26	40	35 (4)	24	9	1	0	1	0	5
27	47	47 (0)	21	25	0	1	0	0	0
28	51	44 (4)	31	10	2	0	1	0	7
29	41	40 (0)	21	13	3	0	3	0	1
30	38	35 (0)	21	11	1	0	1	1	3
令和元	45	43 (0)	28	14	0	0	1	0	2
2	40	37 (0)	23	13	0	0	1	0	3
3	32	28 (0)	20	5	0	1	2	0	4
計	1,707	1,589 (95)	593	546	210	60	146	34	118

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 () 内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

次に、申請の内容を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害を訴えるものが1,158件、健康被害を訴えるものが732件、財産被害を訴えるものが475件となっている（重複集計）（表5参照）。

表5 審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)(重複集計)

被害の種類 年度	件数	被害の種類						
		計 〔重複 集計〕	健康	財産	動物	植物	感覚的・ 心理的	不明
昭和								
45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36	50	19	8	0	0	23	0
21	42	62	14	10	1	1	36	0
22	29	46	18	8	2	0	18	0
23	36	60	28	8	0	0	24	0
24	35	60	23	17	0	0	20	0
25	39	64	30	11	0	0	22	1
26	40	55	22	15	1	0	15	2
27	47	56	22	10	0	0	24	0
28	51	66	24	11	0	0	31	0
29	41	53	29	11	0	0	13	0
30	38	52	19	8	0	1	24	0
令和元	45	83	31	14	0	0	38	0
2	40	64	23	8	0	0	33	0
3	32	48	14	5	0	0	28	1
計	1,707	2,456	732	475	37	45	1,158	9

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

なお、審査会等に係属した調停事件である1,666件には、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、取り扱った事件のうち約3割がおそれ公害事件となっている（表6参照）。

表6 審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数（調停）

（単位：件）

種別 年度	合 計	おそれ事件	おそれ事件 以外の事件	おそれ事件 の割合(%)
昭和				
45・46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
20	36	13	23	36.1
21	42	14	28	33.3
22	29	4	25	13.8
23	36	6	30	16.7
24	35	1	34	2.9
25	39	6	33	15.4
26	39	6	33	15.4
27	47	5	42	10.6
28	51	4	47	7.8
29	41	10	31	24.4
30	38	4	34	10.5
令和元	45	5	40	11.1
2	40	4	36	10.0
3	32	4	28	12.5
計	1,666	433	1,233	26.0

（注）昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

オ 発生源の態様

令和3年度までに審査会等で受け付けた1,721件のうち義務履行勧告を除いた1,707件について、発生源側の当事者をみると、民間企業のみが当事者となっているものが1,025件、国、地方公共団体、公団等が当事者となっているものが336件、民間企業と国、地方公共団体、公団等が当事者となっているものが141件となっている（表7参照）。

表7 審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

発生源 年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公共団 体、公 団 等	民間企業と国、 地方公共団体、 公団等	そ の 他
昭和 45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2	2	8
21	42	25	5	2	10
22	29	21	5	0	3
23	36	20	8	2	6
24	35	20	4	4	7
25	39	23	10	3	3
26	40	19	5	3	13
27	47	33	4	1	9
28	51	30	7	4	10
29	41	26	3	4	8
30	38	30	3	0	5
令和元	45	29	4	4	8
2	40	23	3	5	9
3	32	20	1	1	10
計	1,707	1,025	336	141	205

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

次に、加害行為とされる主な事業活動の種類をみると、製造・加工関係が462件、建築・土木関係が223件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が210件、廃棄物・下水等が183件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向がみられる（表8参照）。

表8 審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業活動の種類別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

事業活動の種類 年度	合計	製造・加工	建築・土木	廃棄物・下水等処理	交通・運輸	畜産	製錬・採石	その他
昭和								
45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1	2	2	1	16
21	42	8	7	4	7	2	0	14
22	29	6	1	1	6	2	0	13
23	36	7	3	2	4	2	0	18
24	35	9	7	0	2	1	0	16
25	39	10	6	4	3	1	1	14
26	40	7	11	5	4	1	1	11
27	47	19	2	4	2	0	0	20
28	51	15	4	3	2	0	1	26
29	41	8	5	5	1	1	0	21
30	38	16	5	2	4	0	1	10
令和元	45	18	6	0	3	0	1	17
2	40	5	4	1	2	1	0	27
3	32	5	2	4	1	0	0	20
計	1,707	462	223	183	210	39	29	561

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

カ 請求事項

令和3年度までに審査会等で受け付けた1,721件のうち義務履行勧告を除いた1,707件について、申請人の請求事項をみると、発生源対策のみを求めるものが1,109件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが377件、金銭支払のみを求めるものが154件となっている。

このうち、発生源対策を求める1,486件について、その内容をみると、施設・作業方法の改善を求めるものが784件、道路等の建設（計画）の差し止めを求めるものが261件、操業停止／移転／施設・作業方法の改善を求めるものが165件、操業停止／移設を求めるものが135件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、審査会等に係属した事件全体の約9割を占めている（表9参照）。

表9 審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

請求事項 年度	合計	金銭 支払	金銭支 払及び 発生源 対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の主な請求内容別件数						
						合計 ①+②	操業停 止/移 転	操業停 止/移 転/施 設・作 業方法 の改善	施設・ 作業方 法の改 善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他	
昭和												
45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0	
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0	
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0	
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0	
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0	
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0	
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0	
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0	
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0	
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1	
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0	
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0	
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5	
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7	
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7	
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14	
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10	
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11	
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15	
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8	
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6	
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1	
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2	
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4	
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1	
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2	
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1	
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0	
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3	
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1	
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3	
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1	
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2	
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2	
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2	
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5	
20	36	5	6	19	6	25	2	8	9	4	2	
21	42	1	9	31	1	40	3	7	21	6	3	
22	29	0	8	19	2	27	3	6	16	2	0	
23	36	5	8	23	0	31	1	0	26	4	0	
24	35	7	9	18	1	27	2	7	14	1	3	
25	39	4	7	26	2	33	3	4	21	5	0	
26	40	3	14	21	2	35	4	1	22	6	2	
27	47	1	8	36	2	44	1	2	37	4	0	
28	51	1	14	35	1	49	4	7	33	2	3	
29	41	0	12	29	0	41	3	2	27	5	4	
30	38	4	7	25	2	32	1	3	24	2	2	
令和元	45	3	7	34	1	41	4	4	27	2	4	
2	40	1	11	28	0	39	0	6	31	0	2	
3	32	1	5	25	1	30	2	1	23	2	2	
計	1,703	154	377	1,109	63	1,486	135	165	784	261	141	

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

(2) 公害紛争の処理状況

ア 終結区分別件数

令和3年度までに終結した1,680件について、終結区分別をみると、「打切り」が785件と最も多く、次いで「成立」が661件、「取下げ」が199件となっている（第4章第2節表1参照）。

イ 合意の内容

令和3年度までに成立した661件について、どのような内容で成立したかをみると、発生源対策だけを行うことで合意したものが449件と最も多く、次いで金銭支払だけを行うことで合意したものが89件、金銭支払及び発生源対策を行うことで合意したものが85件となっている。また、発生源対策を行うことで合意した534件の内訳をみると、施設・作業方法の改善／計画の変更が429件と最も多く、次いで「操業停止／移転」が56件、「操業停止／移転／施設・作業方法の改善」が49件となっている（表10参照）。

表 10 審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

合意事項 年度	合 計	金銭支払	金銭支 払及び 発生源 対 策 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	発生源対策の合意内容別件数			
						合 計 ①+②	操業停 止/移 転 あ	操業停 止/移 転/ 施設・ 作業方 法の改 善ああ	施設・ 作業方 法の改 善/ 計画の 変 更
昭和									
45～47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
20	15	4	2	9	0	11	0	0	11
21	23	4	1	10	8	11	2	1	8
22	8	0	2	6	0	8	0	1	7
23	13	1	1	10	1	11	3	1	7
24	11	0	3	8	0	11	0	0	11
25	4	0	0	3	1	3	0	3	0
26	13	0	0	13	0	13	2	1	10
27	16	2	1	13	0	14	0	1	13
28	20	1	2	13	4	15	1	1	13
29	16	0	2	14	0	16	2	0	14
30	9	0	2	7	0	9	0	1	8
令和元	11	0	0	11	0	11	2	3	6
2	8	3	0	5	0	5	0	0	5
3	8	1	4	3	0	7	0	0	7
計	661	89	85	449	38	534	56	49	429

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

ウ 処理に要した期間

令和3年度までに終結した1,680件について、申請受付から終結までの期間をみると、「6か月超1年以内」が552件と最も多く、次いで「1年超1年6か月以内」が316件、「3か月超6か月以内」が283件となっている。

なお、終結した全事件の平均処理期間は、14.7か月となっている（表11参照）。

表 11 審査会等に係属した事件の処理期間別最終結案件数

(単位：件)

年度	合 計	3 か 月 以 内	3 か月超 6 か 月 以 内	6 か月超 1 年以内	1 年 超 1 年 6 か 月 以 内	1 年 6 か 月 超 2 年 以 内	2 年 を 超 え る	平 均 処 理 期 間
								か月
昭和 45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元 2	25	0	3	11	7	2	2	13.4
3	40	5	3	10	12	4	6	23.1
4	43	1	7	13	14	6	2	12.2
5	36	3	2	11	6	4	10	20.9
6	53	1	7	15	9	7	14	24.9
7	52	3	8	7	11	6	17	21.3
8	41	4	5	5	13	4	10	20.2
9	36	2	2	18	7	1	6	13.7
10	40	4	5	11	11	3	6	15.8
11	45	2	8	12	5	8	10	21.3
12	36	3	1	10	5	7	10	17.5
13	35	2	3	8	10	6	6	19.7
14	28	2	7	11	5	0	3	11.9
15	35	4	3	5	9	3	11	28.7
16	34	2	8	8	11	2	3	13.5
17	45	9	6	10	7	1	12	22.6
18	31	4	6	11	3	1	6	12.3
19	35	7	5	9	9	2	3	11.5
20	39	2	8	10	10	1	8	14.5
21	39	3	6	14	12	3	1	10.6
22	48	7	8	23	4	2	4	9.7
23	35	3	7	16	2	2	5	13.7
24	34	4	6	11	7	3	3	17.7
25	37	6	8	11	6	2	4	18.9
26	30	2	7	14	2	2	3	10.6
27	42	3	9	15	7	4	4	11.7
28	43	3	6	19	5	3	7	15.4
29	56	6	13	27	3	4	3	9.9
30	43	3	9	17	10	2	2	10.2
令和元 30	43	4	10	17	8	2	2	10.3
2	34	2	8	12	11	1	0	9.6
3	38	2	4	15	8	4	5	12.9
3	36	5	8	14	5	2	2	9.7
計	1,680	164	283	552	316	128	237	14.7

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 地方公共団体における公害苦情の状況等

(1) 公害苦情の動向

住民から寄せられる公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する要望という側面を併せ持っており、公害行政に関する種々の問題を包含している。

また、公害苦情は、住民の公害防止に向けての直接的な行動であって、住民の公害に対する関心の度合いとも関係があり、被害の全てが公害苦情として寄せられているわけではないが、公害被害の現状を反映しているものといえる。

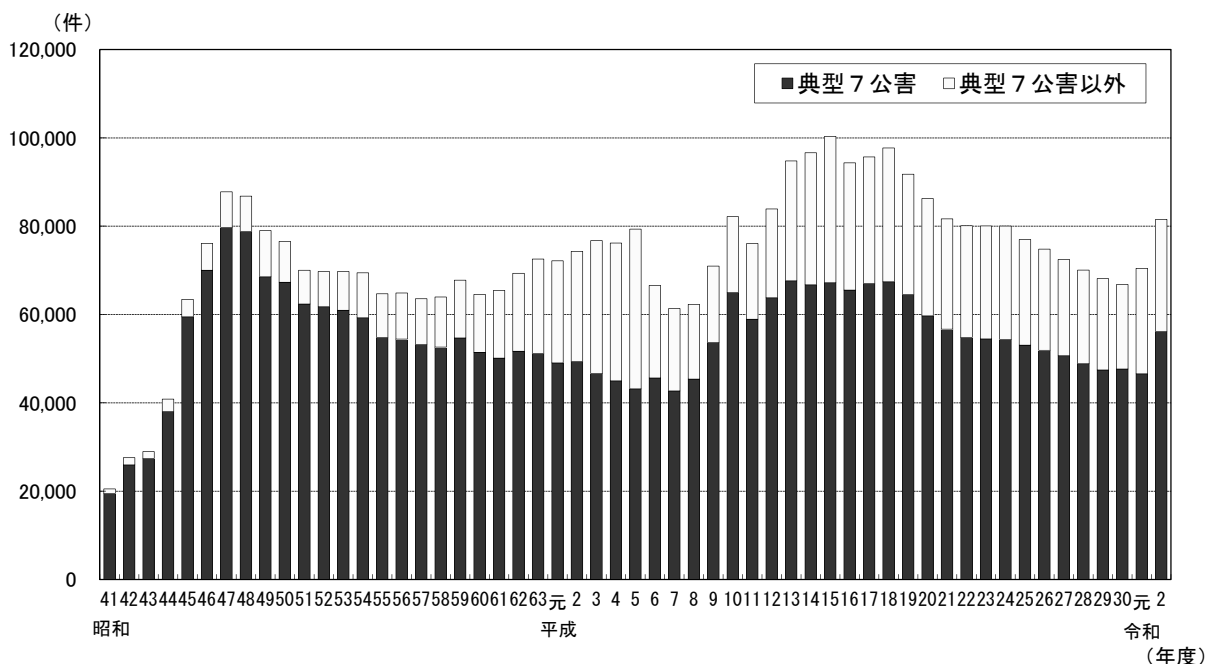
公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第49条の2の規定に基づき、毎年度、全国の都道府県及び市町村（特別区を含む。）を対象として「公害苦情調査」を実施している。

ア 公害苦情の受付状況

⑦ 公害苦情受付件数の推移

全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口が毎年度新規に受け付けた公害苦情の受付件数（以下「公害苦情受付件数」という。）の推移を見ると、平成15年度に、昭和41年度の調査開始後初めて10万件を上回り、その後平成16年度は一旦減少し、平成17年度、平成18年度と続けて増加した。平成19年度以降は毎年度減少となっていたものの、令和元年度、令和2年度は2年連続の増加となった（図1参照）。

図1 全国の公害苦情受付件数の推移

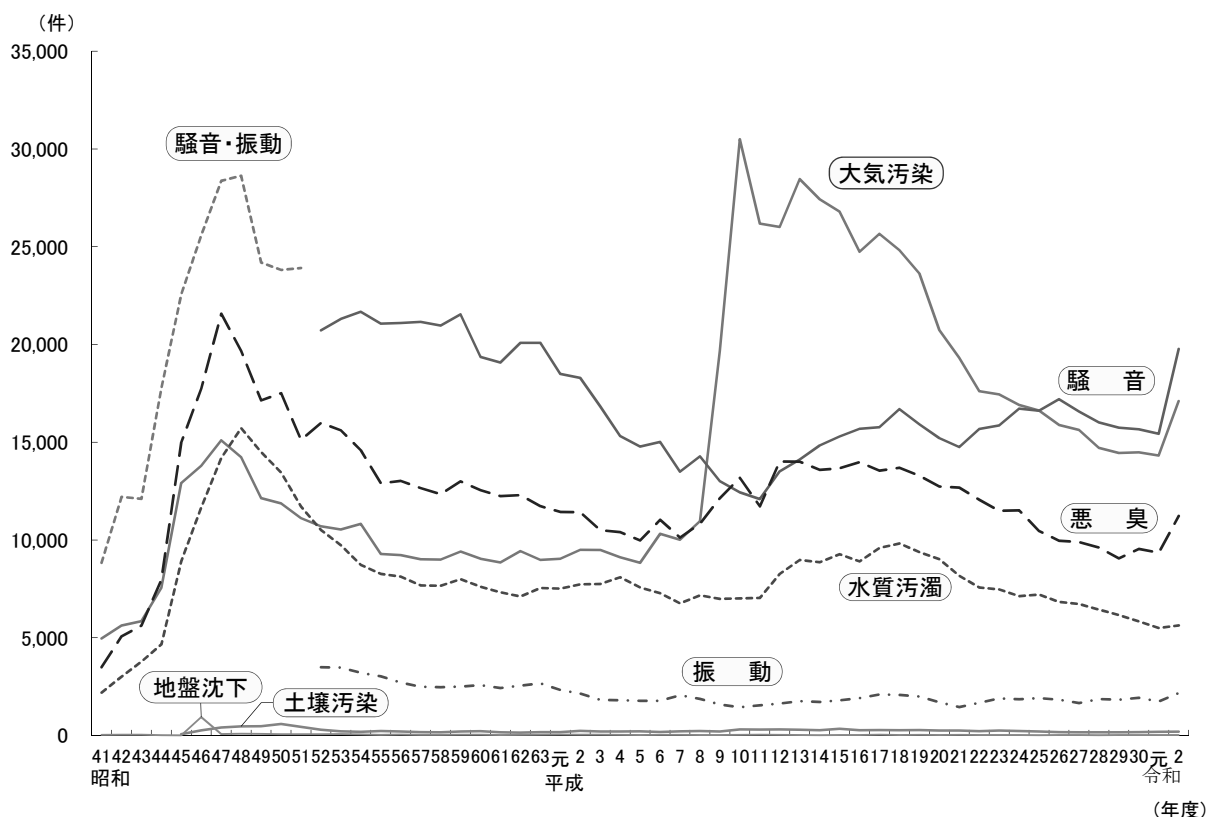


(注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている（以下の図表において同じ）。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない（以下の図表において同じ）。

① 種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数を公害の種類別にみると、平成8年度までは、騒音が最も多く、次いで悪臭、大気汚染の順となっていた。平成9年度以降は大気汚染が最も多くなっていたが、平成26年度以降は騒音が最も多く、次いで大気汚染、悪臭の順となっており、上位3つの公害で全体の約9割を占めている（図2参照）。

図2 典型7公害の種類別、公害苦情受付件数の推移



典型7公害以外の公害苦情受付件数を公害の種類別にみると、近年は、生活系の廃棄物投棄が最も多く、全体の3割以上を占めている。

⑦ 主な発生原因別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数を主な発生原因別にみると、昭和40年代の後半では、製造業に集中していたが、その後は公害規制行政の徹底や公害防止技術の向上などに伴い、これら事業所を発生原因とする苦情が減少傾向で推移した。

令和2年度の公害苦情受付件数である81,557件を主な発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」の15,987件（19.6%）が最も多く、次いで「工事・建設作業」が11,865件（14.5%）、「廃棄物投棄」が11,058件（13.6%）、「自然系」が8,000件（9.8%）、「産業用機械作業」が5,134件（6.3%）となっている（表12参照）。

表 12 公害の種類、公害の主な発生原因別公害苦情受付件数（令和2年度）

公害の主な発生原因	合計	典型7公害									典型7公害以外			
		計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動		地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他	
							低周波音							
合計	81,557	56,123	17,099	5,631	194	19,769	313	2,174	20	11,236	25,434	11,978	13,456	
公害苦情受付件数	焼却(施設)	1,342	1,268	928	1	0	13	0	0	0	326	74	20	54
	産業用機械作動	5,134	5,091	474	20	1	3,572	68	224	0	800	43	2	41
	産業排水	1,065	1,035	2	746	7	4	0	0	0	276	30	8	22
	流出・漏洩	3,193	2,982	93	2,192	108	36	1	2	3	548	211	23	188
	工事・建設作業	11,865	11,517	2,059	190	14	7,454	7	1,535	3	262	348	77	271
	飲食店営業	1,906	1,873	51	92	1	1,028	5	3	0	698	33	3	30
	カラオケ	881	880	0	0	0	880	0	0	0	0	1	0	1
	移動発生源(自動車運行)	1,805	1,138	114	113	2	692	7	197	1	19	667	3	664
	移動発生源(鉄道運行)	82	82	0	1	0	55	1	26	0	0	0	0	0
	移動発生源(航空機運航)	351	348	1	0	0	347	1	0	0	0	3	1	2
	廃棄物投棄	11,058	164	10	62	6	16	0	0	0	70	10,894	10,838	56
	家庭生活(機器)	814	735	38	12	2	542	57	9	0	132	79	49	30
	家庭生活(ペット)	714	355	0	0	2	238	0	0	0	115	359	5	354
	家庭生活(その他)	3,859	2,603	169	296	16	860	13	6	2	1,254	1,256	560	696
	焼却(野焼き)	15,987	14,962	12,363	5	4	2	0	0	1	2,587	1,025	78	947
	自然系	8,000	588	31	283	2	49	1	0	1	222	7,412	19	7,393
その他	9,111	6,397	522	336	15	3,264	40	81	2	2,177	2,714	180	2,534	
不明	4,390	4,105	244	1,282	14	717	112	91	7	1,750	285	112	173	
構成比(%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	焼却(施設)	1.6	2.3	5.4	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	2.9	0.3	0.2	0.4
	産業用機械作動	6.3	9.1	2.8	0.4	0.5	18.1	21.7	10.3	0.0	7.1	0.2	0.0	0.3
	産業排水	1.3	1.8	0.0	13.2	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.1	0.1	0.2
	流出・漏洩	3.9	5.3	0.5	38.9	55.7	0.2	0.3	0.1	15.0	4.9	0.8	0.2	1.4
	工事・建設作業	14.5	20.5	12.0	3.4	7.2	37.7	2.2	70.6	15.0	2.3	1.4	0.6	2.0
	飲食店営業	2.3	3.3	0.3	1.6	0.5	5.2	1.6	0.1	0.0	6.2	0.1	0.0	0.2
	カラオケ	1.1	1.6	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	移動発生源(自動車運行)	2.2	2.0	0.7	2.0	1.0	3.5	2.2	9.1	5.0	0.2	2.6	0.0	4.9
	移動発生源(鉄道運行)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	移動発生源(航空機運航)	0.4	0.6	0.0	0.0	0.0	1.8	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃棄物投棄	13.6	0.3	0.1	1.1	3.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.6	42.8	90.5	0.4
	家庭生活(機器)	1.0	1.3	0.2	0.2	1.0	2.7	18.2	0.4	0.0	1.2	0.3	0.4	0.2
	家庭生活(ペット)	0.9	0.6	0.0	0.0	1.0	1.2	0.0	0.0	0.0	1.0	1.4	0.0	2.6
	家庭生活(その他)	4.7	4.6	1.0	5.3	8.2	4.4	4.2	0.3	10.0	11.2	4.9	4.7	5.2
	焼却(野焼き)	19.6	26.7	72.3	0.1	2.1	0.0	0.0	0.0	5.0	23.0	4.0	0.7	7.0
自然系	9.8	1.0	0.2	5.0	1.0	0.2	0.3	0.0	5.0	2.0	29.1	0.2	54.9	
その他	11.2	11.4	3.1	6.0	7.7	16.5	12.8	3.7	10.0	19.4	10.7	1.5	18.8	
不明	5.4	7.3	1.4	22.8	7.2	3.6	35.8	4.2	35.0	15.6	1.1	0.9	1.3	

(注) 1 構成比(%)については、四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある(以下の表で同じ)。

2 「その他」とは、「焼却(施設)」から「自然系」までの分類に該当しないものをいう。

イ 公害苦情の処理状況

全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口の毎年度の取扱件数は、新規受付件数に前年度からの繰越件数を足した件数であり、処理の区分で見ると、毎年度処理した件数になるため、「処理件数」という整理をしている。

処理の区分には、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解決したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じた「直接処理」、他の機関に移送して処理される「他の機関へ移送」、翌年度へ繰越、申立人が当局の措置又は説明に納得しないが、他に苦情を解決する方法がない等の「その他」がある。

⑦ 処理件数

令和2年度までの典型7公害の処理件数について、処理の区分をみると、「直接処理」が8割以上で推移している。

直近である令和2年度の典型7公害の処理件数である60,446件について、処理の区分をみると、「直接処理」が49,861件(82.5%)と最も多く、次いで「翌年度へ繰越」が4,858件(8.0%)、「その他」が4,155件(6.9%)、「他の機関へ移送」が1,572件(2.6%)となっている(表13参照)。

表13 処理の区分別典型7公害の処理件数

(単位：件)

		合計	直接処理	他へ移送（警察、 国等の機関へ）	翌年度へ繰越	その他
直接 処理 件数	平成11年度	66,952	56,356	620	7,846	2,130
	12	72,137	60,326	861	9,045	1,905
	13	76,015	64,344	1,101	8,733	1,837
	14	74,338	64,069	960	7,659	1,650
	15	73,904	64,064	923	7,052	1,865
	16	71,876	61,800	1,033	6,092	2,951
	17	72,238	62,416	1,189	5,715	2,918
	18	72,806	62,395	1,278	5,514	3,619
	19	69,542	59,328	1,099	5,171	3,944
	20	64,515	55,381	1,016	4,740	3,378
	21	60,627	51,010	911	4,883	3,823
	22	59,374	49,925	916	5,245	3,288
	23	59,490	49,967	812	5,525	3,186
	24	59,675	49,509	830	6,106	3,230
	25	58,874	49,028	791	6,168	2,887
	26	57,865	48,112	744	6,193	2,816
	27	54,877	46,784	873	4,238	2,982
	28	52,856	44,799	755	4,360	2,942
	29	51,620	43,569	738	4,464	2,849
	30	51,948	43,604	815	4,592	2,937
令和元年度	51,137	42,121	1,377	4,389	3,250	
2	60,446	49,861	1,572	4,858	4,155	
構成 比 (%)	平成11年度	100.0	84.2	0.9	11.7	3.2
	12	100.0	83.6	1.2	12.5	2.6
	13	100.0	84.6	1.4	11.5	2.4
	14	100.0	86.2	1.3	10.3	2.2
	15	100.0	86.7	1.2	9.5	2.5
	16	100.0	86.0	1.4	8.5	4.1
	17	100.0	86.4	1.6	7.9	4.0
	18	100.0	85.7	1.8	7.6	5.0
	19	100.0	85.3	1.6	7.4	5.7
	20	100.0	85.8	1.6	7.3	5.2
	21	100.0	84.1	1.5	8.1	6.3
	22	100.0	84.1	1.5	8.8	5.5
	23	100.0	84.0	1.4	9.3	5.4
	24	100.0	83.0	1.4	10.2	5.4
	25	100.0	83.3	1.3	10.5	4.9
	26	100.0	83.1	1.3	10.7	4.9
	27	100.0	85.3	1.6	7.7	5.4
	28	100.0	84.8	1.4	8.2	5.6
	29	100.0	84.4	1.4	8.6	5.5
	30	100.0	83.9	1.6	8.8	5.7
令和元年度	100.0	82.4	2.7	8.6	6.4	
2	100.0	82.5	2.6	8.0	6.9	

① 苦情の処理に要した期間

令和2年度までに直接処理された典型7公害の処理件数について、苦情の申立てから処理までに要した期間（処理期間）をみると、1か月以内の短期間に処理された割合が約6割であったが、平成12年度以降、7割以上となっている。

直近である令和2年度に直接処理された典型7公害の処理件数である49,861件について、処理期間をみると、「1週間以内」が33,861件（67.9%）と最も多く、次いで「3か月超～6か月以内」が5,548件（11.1%）、「1週間超～1か月以内」が4,102件（8.2%）となっており、1か月以内の短期間に処理された割合は約8割である（表14参照）。

表14 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

（単位：件）

		合計	1週間以内	1週間超～ 1か月以内	1か月超～ 3か月以内	3か月超～ 6か月以内	6か月超～ 1年以内	1年超	
直接 処理 件数	平成11年度	56,356	31,363	6,719	4,900	6,253	3,233	2,128	
	12	60,326	36,323	6,692	4,701	6,379	3,334	1,767	
	13	64,344	40,523	6,604	4,832	6,169	3,237	2,014	
	14	64,069	41,274	6,311	4,488	5,848	3,285	1,974	
	15	64,064	42,505	6,215	4,312	5,506	3,087	1,870	
	16	61,800	40,704	5,867	4,557	5,844	3,076	1,752	
	17	62,416	41,814	5,739	4,021	6,433	2,842	1,567	
	18	62,395	42,804	5,477	3,995	5,938	2,557	1,624	
	19	59,328	41,565	4,988	3,311	5,818	2,214	1,432	
	20	55,381	39,350	4,414	2,866	5,171	2,053	1,527	
	21	51,010	36,413	4,103	2,672	4,945	1,903	974	
	22	49,925	35,376	4,159	2,648	4,957	1,952	833	
	23	49,967	35,380	4,141	2,591	4,909	2,031	915	
	24	49,509	34,797	4,011	2,708	4,975	2,087	931	
	25	49,028	34,340	3,881	2,663	5,075	2,086	983	
	26	48,112	33,163	3,965	2,591	4,916	2,404	1,073	
	27	46,784	31,792	3,939	2,477	5,423	2,039	1,114	
	28	44,799	30,184	3,752	2,665	5,156	2,181	861	
	29	43,569	28,891	3,672	2,476	5,173	2,158	1,199	
	30	43,604	28,752	3,654	2,468	5,558	2,153	1,019	
	令和元年度	42,121	27,987	3,586	2,374	4,742	2,131	1,301	
	2	49,861	33,861	4,102	2,733	5,548	2,413	1,204	
	構成 比 (%)	平成11年度	100.0	55.7	11.9	8.7	11.1	5.7	3.8
		12	100.0	60.2	11.1	7.8	10.6	5.5	2.9
		13	100.0	63.0	10.3	7.5	9.6	5.0	3.1
		14	100.0	64.4	9.9	7.0	9.1	5.1	3.1
		15	100.0	66.3	9.7	6.7	8.6	4.8	2.9
		16	100.0	65.9	9.5	7.4	9.5	5.0	2.8
		17	100.0	67.0	9.2	6.4	10.3	4.6	2.5
		18	100.0	68.6	8.8	6.4	9.5	4.1	2.6
		19	100.0	70.1	8.4	5.6	9.8	3.7	2.4
20		100.0	71.1	8.0	5.2	9.3	3.7	2.8	
21		100.0	71.4	8.0	5.2	9.7	3.7	1.9	
22		100.0	70.9	8.3	5.3	9.9	3.9	1.7	
23		100.0	70.8	8.3	5.2	9.8	4.1	1.8	
24		100.0	70.3	8.1	5.5	10.0	4.2	1.9	
25		100.0	70.0	7.9	5.4	10.4	4.3	2.0	
26		100.0	68.9	8.2	5.4	10.2	5.0	2.2	
27		100.0	68.0	8.4	5.3	11.6	4.4	2.4	
28		100.0	67.4	8.4	5.9	11.5	4.9	1.9	
29		100.0	66.3	8.4	5.7	11.9	5.0	2.8	
30		100.0	65.9	8.4	5.7	12.7	4.9	2.3	
令和元年度		100.0	66.4	8.5	5.6	11.3	5.1	3.1	
2		100.0	67.9	8.2	5.5	11.1	4.8	2.4	

（注）平成15年度以前の合計には処理期間「不明」が含まれている。

㊦ 騒音規制法等の公害規制法令違反状況

令和2年度までに直接処理された典型7公害の処理件数について、苦情の対象となった事業活動等と法令との関係を見ると、「法令に違反していた」割合は減少傾向で推移している。

直近である令和2年度に直接処理された典型7公害である49,861件について、苦情の対象となった事業活動と法令との関係を見ると、「法令に違反しなかった」22,952件(46.0%)が最も多く、次いで「不明」が18,228件(36.6%)、「法令に違反していた」が8,681件(17.4%)となっている(表15参照)。

表 15 法令との関係別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

		合 計	法令に違反して いた	法令に違反して いなかった	不明
直接 処理 件数	平成11年度	56,356	8,637	30,738	16,981
	12	60,326	10,335	32,790	17,201
	13	64,344	12,335	33,292	18,717
	14	64,069	12,551	32,588	18,930
	15	64,064	13,486	31,195	19,383
	16	61,800	14,746	25,726	21,328
	17	62,416	13,326	26,068	23,022
	18	62,395	12,510	24,217	25,668
	19	59,328	12,131	21,831	25,366
	20	55,381	10,094	20,378	24,909
	21	51,010	9,181	18,242	23,587
	22	49,925	8,168	18,330	23,427
	23	49,967	7,215	18,576	24,176
	24	49,509	7,056	18,811	23,642
	25	49,028	6,874	18,682	23,472
	26	48,112	6,543	17,904	23,665
	27	46,784	6,593	17,138	23,053
	28	44,799	6,360	16,362	22,077
	29	43,569	5,365	16,459	21,745
	30	43,604	5,407	16,124	22,073
	令和元年度	42,121	6,839	18,900	16,382
2	49,861	8,681	22,952	18,228	
構成 比 (%)	平成11年度	100.0	15.3	54.5	30.1
	12	100.0	17.1	54.4	28.5
	13	100.0	19.2	51.7	29.1
	14	100.0	19.6	50.9	29.5
	15	100.0	21.1	48.7	30.3
	16	100.0	23.9	41.6	34.5
	17	100.0	21.4	41.8	36.9
	18	100.0	20.0	38.8	41.1
	19	100.0	20.4	36.8	42.8
	20	100.0	18.2	36.8	45.0
	21	100.0	18.0	35.8	46.2
	22	100.0	16.4	36.7	46.9
	23	100.0	14.4	37.2	48.4
	24	100.0	14.3	38.0	47.8
	25	100.0	14.0	38.1	47.9
	26	100.0	13.6	37.2	49.2
	27	100.0	14.1	36.6	49.3
	28	100.0	14.2	36.5	49.3
	29	100.0	12.3	37.8	49.9
	30	100.0	12.4	37.0	50.6
	令和元年度	100.0	16.2	44.9	38.9
2	100.0	17.4	46.0	36.6	

(注) 令和元年度以降の「法令に違反していた」は「規制に関する違反」及び「その他の違反」の合計。

㊦ 防止対策の実施状況

令和2年度内に直接処理された典型7公害の処理件数について、防止対策の実施の状況を見ると、「防止対策を講じた」割合は減少傾向で推移している。

直近である令和2年度に直接処理された典型7公害である49,861件について、防止対策の実施の状況を見ると、「防止対策を講じた」が30,170件(60.5%)と最も多く、次いで「不明」が10,405件(20.9%)、「防止対策を何も講じていない」が9,286件(18.6%)となっている(表16参照)。

表16 防止対策の実施状況別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

		合計	防止対策を講じた	防止対策は講じていない	不明
直接 処 理 件 数	平成11年度	56,356	36,838	10,040	9,478
	12	60,326	40,261	10,964	9,101
	13	64,344	43,268	11,456	9,620
	14	64,069	43,670	11,361	9,038
	15	64,064	43,592	11,547	8,925
	16	61,800	40,095	10,907	10,798
	17	62,416	38,347	11,757	12,312
	18	62,395	37,629	10,743	14,023
	19	59,328	34,867	10,876	13,585
	20	55,381	32,078	10,564	12,739
	21	51,010	28,846	10,025	12,139
	22	49,925	27,493	10,668	11,764
	23	49,967	26,874	10,443	12,650
	24	49,509	26,342	9,909	13,258
	25	49,028	25,389	9,838	13,801
	26	48,112	25,158	9,270	13,684
	27	46,784	24,181	8,574	14,029
	28	44,799	22,572	8,102	14,125
	29	43,569	21,476	8,039	14,054
	30	43,604	20,734	7,672	15,198
令和元年度	42,121	24,884	7,578	9,659	
2	49,861	30,170	9,286	10,405	
構 成 比 (%)	平成11年度	100.0	65.4	17.8	16.8
	12	100.0	66.7	18.2	15.1
	13	100.0	67.2	17.8	15.0
	14	100.0	68.2	17.7	14.1
	15	100.0	68.0	18.0	13.9
	16	100.0	64.9	17.6	17.5
	17	100.0	61.4	18.8	19.7
	18	100.0	60.3	17.2	22.5
	19	100.0	58.8	18.3	22.9
	20	100.0	57.9	19.1	23.0
	21	100.0	56.5	19.7	23.8
	22	100.0	55.1	21.4	23.6
	23	100.0	53.8	20.9	25.3
	24	100.0	53.2	20.0	26.8
	25	100.0	51.8	20.1	28.1
	26	100.0	52.3	19.3	28.4
	27	100.0	51.7	18.3	30.0
	28	100.0	50.4	18.1	31.5
	29	100.0	49.3	18.5	32.3
	30	100.0	47.6	17.6	34.9
令和元年度	100.0	59.1	18.0	22.9	
2	100.0	60.5	18.6	20.9	

(注) 令和元年度以降の「防止対策を講じた」は「作業方法、使用方法の改善」及び「その他の方法で対策を講じた」の合計。

ウ 公害苦情処理担当職員数の推移

地方公共団体において、公害苦情処理担当職員数の推移をみると、平成28年度以降は1万人台で推移しており、専任ではなく、兼任が約9割以上で推移している。

直近である令和2年度末（令和3年3月31日）現在、公害苦情処理担当職員は10,842人（専任153人、兼任10,689人）となっている（表17参照）。

表 17 公害苦情処理担当職員の推移

（単位：人）

	合 計			公 害 苦 情 相 談 員			公害苦情相談員以外の職員		
	計	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任
平成11年度	13,242	1,025	12,217	3,016	335	2,681	10,226	690	9,536
12	13,036	872	12,164	2,661	261	2,400	10,375	611	9,764
13	13,077	814	12,263	2,530	257	2,273	10,547	557	9,990
14	13,216	630	12,586	2,522	157	2,365	10,694	473	10,221
15	13,163	619	12,544	2,539	155	2,384	10,624	464	10,160
16	12,236	484	11,752	2,313	107	2,206	9,923	377	9,546
17	11,745	423	11,322	2,145	99	2,046	9,600	324	9,276
18	11,801	400	11,401	2,114	97	2,017	9,687	303	9,384
19	11,716	367	11,349	2,094	89	2,005	9,622	278	9,344
20	11,539	377	11,162	1,946	74	1,872	9,593	303	9,290
21	11,339	344	10,995	1,859	65	1,794	9,480	279	9,201
22	11,315	246	11,069	1,812	46	1,766	9,503	200	9,303
23	11,292	232	11,060	1,811	46	1,765	9,481	186	9,295
24	11,207	225	10,982	1,794	43	1,751	9,413	182	9,231
25	11,128	205	10,923	1,741	38	1,703	9,387	167	9,220
26	11,120	207	10,913	1,738	42	1,696	9,382	165	9,217
27	11,053	209	10,844	1,763	40	1,723	9,290	169	9,121
28	10,963	187	10,776	1,712	35	1,677	9,251	152	9,099
29	10,874	180	10,694	1,691	25	1,666	9,183	155	9,028
30	10,912	176	10,736	1,658	26	1,632	9,254	150	9,104
令和元年度	10,924	166	10,758	1,620	25	1,595	9,304	141	9,163
2	10,842	153	10,689	1,557	17	1,540	9,285	136	9,149
〔構成比（％）〕	〔100.0〕	〔1.4〕	〔98.6〕	〔14.4〕	〔0.2〕	〔14.2〕	〔85.6〕	〔1.3〕	〔84.4〕